

令和元年

第2回忠岡町議会定例会会議録

開会 令和元年6月20日

閉会 令和元年6月20日

忠岡町議会

令和元年 第2回忠岡町議会定例会会議録

令和元年6月20日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 和田 善臣議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 勝元由佳子議員	11番 河野 隆子議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	柏原 憲一	町長公室次長兼人権広報課長	
住民部長	軒野 成司		明松 隆雄
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長	立花 武彦	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	花野 勝也		石本 秀樹
消防次長兼消防署長	森下 孝之		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
主 査	川端 謙太

(会議の顛末)

議長 (杉原 健士議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数12名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから、令和元年第2回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長 (杉原 健士議員)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (杉原 健士議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (杉原 健士議員)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

令和元年第2回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 一般質問 |
| 日程第5 | 報告第2号 | 繰越明許費繰越計算書の報告について (一般会計) |
| 日程第6 | 議案第23号 | 工事委託契約締結について (忠岡町公共下水道忠岡雨水ポンプ場電気設備等長寿命化工事) |
| 日程第7 | 議案第24号 | 専決処分の承認を求めることについて
(町税条例の一部改正) |
| 日程第8 | 議案第25号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度忠岡町一般会計補正予算 (第11号)) |
| 日程第9 | 議案第26号 | 忠岡町公平委員会委員の選任について |
| 日程第10 | 議案第27号 | 附属機関に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第28号 | 忠岡町基金条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第29号 | 忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第30号 | 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正 |

について

- 日程第14 議案第31号 忠岡町介護保険条例の一部改正について
日程第15 議案第32号 忠岡町貸菜園条例の一部改正について
日程第16 議案第33号 忠岡町都市計画審議会条例の一部改正について
日程第17 議案第34号 忠岡町火災予防条例の一部改正について
日程第18 議案第35号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）について
日程第19 議案第36号 令和元年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

以上でございます。

議長（杉原 健士議員）

第2回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出があります。
発言を許します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

皆さん、おはようございます。

第2回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中、ご参集くださいます。ありがとうございます。本日上程させていただいております議案につきましては、常任委員会並びに全員協議会で十分にご協議願ってきたところですが、よろしくご審議をお願いし、ご議決いただくことをお願いしたいと思います。

さて、令和という新しい時代が始まり、気持ちも新たになりました。議員各位も再出発という気持ちになっているところでしょう。

ところで、おととい6月18日の1年前に、大阪北部を中心に地震がありました。その18日の夜10時半ごろに、山形県、新潟県に震度6強の地震があり、人々がけがをしたり家がつぶれたり、怖い目に遭っております。住民の皆様も、地震が起きたら自分を守る、家族を守るようにしてほしいと思います。そして、近所の方々を見舞うようにしてください。住民の皆様にお知らせしておきたいと思います。

お知らせします。台風や大雨、洪水、津波で怖くなったら、お知らせもしますが、役場に逃げてきてください。役場からも警戒警報を出します、緊急速報を出します。議員の皆様方も役場等からの通報を聞いたら、近所の人々に、周りの方々に声かけをしてもらえればありがたいと。伝達をお願いしたいと思います。

これから梅雨に入ります。雨が心配です。互いに気をつけましょう。防災・減災に向け

頑張りを決意して、挨拶にかえさせていただきたいと思います。本日もよろしくお願いたします。

議長（杉原 健士議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、4番・小島みゆき議員、5番・二家本英生議員を指名いたします。

議長（杉原 健士議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より7月3日までの14日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、7月3日までの14日間と決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員 和田善臣議員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。和田議員。

監査委員（和田 善臣議員）

例月出納検査について報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、令和元年5月29日に行いました内容で、帳簿等は、同年4月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計、水道企業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 和田 善臣

議長（杉原 健士議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（杉原 健士議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。なお、質問時間は30分となっておりますので、ご協力お願いいたします。

まず初めに、三宅良矢議員の発言を許します。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

通告書に基づきまして、令和元年6月の一般質問をさせていただきます。

まずは、夏の大雨や台風災害に向けての対応について、ご質問させていただきます。

昨年の台風災害を受けて、防災情報の伝達方法や災害時の対応の必要性について、より強い認識が町内を含めまして高まったと思われまます。全体的なマニュアルが存在することは存じております。ただ、個別レベルの対応、現場対応におきましては、ことしに間に合うよう改善や、よりいいマニュアル化を進めていくと、昨年、ご回答をいただいております。

例えばですが、昨年の台風21号の後に、私と和田議員は1週間ほど友達から車を、トラックを借りて、町中でごみを回収させていただきました。その中で一番困ったことは、私たちは一ボランティアとして、議員であっても一ボランティアです。でも、住民からすれば、「あなたたちが何でこんなことを言うてくれないの。あなたたちが何で指示しないの」というふうにして、現場でものすごい困ったことがあります。そのときは、職員さんとペアでおったほうが一番いいのかなと思ったりもしました。

また、大変な状況であったにもかかわらず、5時半になれば、ふだんどおり業務につかれて、定時に退勤されている方も多く見受けられました。非常時に通常業務は別に必要最低限にしたとしても問題ないと思えますし、開庁時間を短縮させるなどして、全職員が災害対応に一斉に当たることなどすれば、それがより住民にとっての優先してほしいニーズではないかと思えます。

このようなことを踏まえまして、現状及び今後の具体的な内容についてお考えのほどよろしくお願いいたします。

町長公室（柏原 憲一公室長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

答弁のほうをさせていただきます。

昨年9月の台風21号は、多くの家屋が被災するなど本町にこれまで経験のない甚大な被害をもたらし、今もなおブルーシートで養生された住宅等が見受けられるところでございます。

本町といたしましても、昨年の台風襲来時を振り返り、情報伝達がうまく機能しなかったことを踏まえ、現在、新たな情報伝達手段として防災無線の放送内容を電話で聞くことができる自動音声応答装置や、登録されたメールへの情報発信、町ホームページに災害情報ページを構築するなどの取り組みを現在進めております。

また、職員におきましては、各種災害対応に従事したところではありますが、反省すべき事項もあったということから、今年度におきましては、職員の初動体制におけるマニュアルにおいて、配備体制の見直しを行ったところでございます。昨年の台風で多くの方が避難されたことを受け、今後は避難所ごとのマニュアルの作成に向け、現在、取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ただいまの答弁につきまして、2点ほど再質問させていただきます。

1点目です。先ほど、各種情報発信の運用のめどが、情報発信についてお答えいただきました。取り組みを進めていくとありましたが、現状のめどは立っておられますでしょうか。

2点目です。配備体制を見直すとありましたが、具体的にはどのような形で考えておられますでしょうか、ご回答お願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

1点目の各種情報発信につきましては、今現在、作業が進んでおりますので、またもう間もなく、体制が整い次第、住民の方に周知してまいりたいと考えております。

2点目の職員の初動体制等々につきましては、職員につきましては、所属部署や性別、また自宅からの距離等に関係なく災害に当たっていくと。もちろん災害の規模によっては、すぐさま全職員が参集して対応に当たっていくというような形で今後進めてまいりたいというところでございます。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。先ほどのご回答の確認としてですが、1点目につきましては、各種情報発信の方法等については近々住民の方に周知可能、運用可能ということによろしいですね。

2点目につきましては、災害規模にしっかり応じて、部課ごと縦割りでなく、要は庁内全体での配備取り組み体制に持っていくということによろしいでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

1点目につきましては、運用できる状態になれば、まずホームページ等で広報して、周知してまいります。

2点目につきましては、先ほど答弁させてもらったとおり、全職員を、距離あるいは部署や性別、あるいは自宅等からの距離等に関係なく全職員で対応に当たっていくところでございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

よろしく申し上げます。また、これからも災害がもしかしたら起こる可能性がなしとは言えないので、それに対応するのが役場の、それに向けて備えるのが役場の責務やと僕は思っていますので、またさまざまな角度から質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目の質問に移らせていただきます。町の目指す方向性について、客観的指標（KGI）を用いた行政の見える化を進めるべきにつきまして、ご質問させていただきます。

本年度も地域未来投資促進法を受けての基本計画の策定や、まち・ひと・しごと創生総合戦略効果検証など、さまざまな施策の報告などをいただきました。近年の報告書等には、KPI（重要業績評価指数）などの数値を用いられることが一般的で、一定の個別事項につきましては客観的評価をつかむこともできてくるようになっております。

しかし、KPIは各担当課の業務レベルの具体的目標設定であり、過程を見る指標にしすぎません。町全体の視点に立った目標設定については、それではないので、近年ではKGI（重要目標達成指数）という結果をはかる指標に客観的数値を用いて示すケースが多く見られてきております。

しかし、本町におきましては、このK G I（重要目標達成指数）に当たる部分は数値で記載されておらず、それに当たるであろう部分は常に抽象的記述でございます。この6月議会におきましても、さきに記述した計画などに加えて、第5次総合計画や健幸マイレージ事業などさまざまな施策の報告や今後についてもものぼってきております。町全体の目標レベルについては、K G I（重要目標達成指数）視点においても、つまり全体的な視点においても、客観的数値を用いて明示することで、より住民にわかりやすい判断材料、そして結果評価材料がふえることになり、行政サービスの見える化が図られ、向上すると考えますが、いかがお考えでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

本町におきましては、平成28年3月に策定しました忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、4つの基本目標を掲げております。各基本目標に位置づける具体的施策について、K P I（重要業績評価指標）を設定しており、本年5月27日には効果検証会議を開催し、具体的施策の達成度の検証を実施したところでございます。K P Iは、目標達成の実施した施策の達成度を数値で示すもので、目標に対する進捗度を可視化できるものと有効なものということで認識しているところでございます。

また、重要目標達成指数であるK G Iについては、最終目標が達成されているかを計測する指標であります。これについても数値を取り入れるということにより、達成状況が容易に判断できることとなります。今年度から第6次忠岡町総合計画の策定に取り組みを進めてまいりますが、策定に当たりましては、基本構想及び基本計画にK G IやK P Iを用い、住民により伝わりやすく、達成度を明確に把握できる計画の策定を目指し、現在取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。第6次総合計画ということだけでなく、他の計画におきましても総合計画とリンクすることになっていくと思いますが、わかりやすい客観的数値を、これまででしたら、例えば住民にとって、よくあるのが、多くの人が喜んでいますとかですね。でも、人間って周りの人の2人ぐらいいいと言ってくれたら、みんな喜んでくれたという表現をする生き物なんですよね。それって客観性があるんでしょうか。果たしてほんまに住民全体がそう思ってるんでしょうかというところの総合的に大き

な視点に立って、やはりどちらかという主観的になっているのかなと思います。ですので、そういったところにおきましても、やはり客観的な指標の活用、導入を積極的に取り入れられていただきたいと思いますが、改めてご回答いただけますでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

誰が見ても、その達成状況ですとか、あるいは進捗状況が非常にわかりやすい計画というのは大変有効であるというように我々も感じているところでございます。そういったことから、それぞれの担当課が作成する計画等においても、内容においては、KGIやKPIがふさわしいと、入れることがふさわしいと思われるものについては、これから活用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

客観的指標を用いてのことなんで、また個別については、またその時々々の会議等で、事前、事後を含めて話し合わせていただきますので、これは別に公室長だけじゃなく全体的なことだと思いますので、何とぞその辺のご協力よろしくお願いいたします。

では、次の質問に進ませていただきます。長期的視点に立った最新技術の活用による財政コストの削減について、ご質問させていただきます。

まず、今後5年以内に文化会館の外壁修理や忠岡小学校大規模改修などが見込まれており、将来的には忠岡中学校や、この本庁舎、また皆さんの地域であれば橋など、1件当たり膨大な修繕経費が必要とされる公共事業が続いていきます。

町はこれまで、大規模とはいかなくとも、一定規模以上の工事に関する設計計画については、工事方法を含めてコンサル提案に頼ってきました。これにより議会は提案に対して工事方法等については意見が出ず、要は出してきたものに対してイエスかノーかという判断するだけの機関であったことも事実であると思います。

年々進化する工事方法等については、目を見張るものがあります。各種展覧会や、そういったところに行っても、素人であっても情報収集が容易で、また理解しやすい、わかりやすいとなってきた時代です。工事方法等については、コンサル頼みから脱却し、町主体として提案、検討していくことを原則とする方向に変えて、議会と議論の活発化をしていくべきであると思いますが、いかがでしょうか。

また、以前も同様の、これまでに同じように質問させていただきましたが、調査研究していきますというような回答もありましたが、それ以降に具体的にどのように調査研究も

されていますでしょうか、お答えください。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

今後、大規模な修繕が数多く見込まれます教育委員会よりご答弁させていただきます。

これまでは議員仰せのとおりでございましたが、本年4月から技術職員が教育委員会に配属になったことから、建築基準法に沿ったさまざまな工法などの提案についても、町のほうから積極的に提案してまいりたいと考えているところでございます。また、当該職員においては、研修や講演など積極的に参加し、研さんに努めているところであり、今後の大規模な修繕経費の削減には寄与できるものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。1点、再質問させていただきます。今後、専門の技術職員が配属されているということなのですが、今後、大規模工事におきますコンサルタントの位置づけとして、どのようにまずは考えておられますでしょうか。

例えばですけど、原則、コンサルタントは予算計上せず、その技術職員が中心となって進めていく方向なのか、予算計上はするけれども、これまでとはどのように、これまではこの部分は全部丸投げしていたけど、この部分はじゃあうちでやりますよという範疇が違ってくるのでしょうか。また、その辺につきましてお答えいただけますでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

コンサルタントの位置づけについてどのように考えているのかというご質問でございますが、設計や積算などの業務までは対応できませんので、これまでどおり委託することとなりますが、技術職員を配置することで、今後はコンサルタントに対し技術的な提案や要望が可能となる点が大きな違いになるかと思っております。その中で、財政的なコスト削減も寄与できればと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。ごみのときも同様の質問もさせていただいたこともあったんですけど、技術を持った方がいると。ただ、忠岡町の各協議会や話し合いのときに関しては、その技術者が会議の場にはいないので、結局は課長かどなたかが経由して、また聞いて、また後で答えますという、ちょっとそういうワンクッションを置かないといけないような手間がかかることがやっぱりあったのが、なかなか議論が活発に進むのか、こちらからの提案や質問が受け答えがすんなりいかない原因であったと思うんです。ですんで、今後、議長やそのときの委員長が許可すれば全然問題ないことやと思うんですけど、そのような協議会等の場に、そのような技術の資格を持った方たちが臨席できるようにしていただけるのかどうか、お答えいただけますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

協議会という正式な委員会でございますけども、この委員会につきましては、これまでも発言に責任ある立場の部長、課長の職員が、議員のご質問に対しご答弁をさせていただいておりますので、それ以外の職員が答弁することは難しいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

最後に1つ質問、これで最後、回数が限度なんで、これだけ聞きます。

すると、それはその協議会の委員長や、そのときの議長が開きますと、その人に臨席してくださいと依頼したとしてもだめなんですか。要はその、基本的に協議会やったら各種協議会の委員長が場の責任者じゃないですか。全員協議会やったら議長が責任者じゃないですか。その責任ある者が、この協議については、その職員の技術者の誰々さんを臨席させてくださいと、説明を求めたいのと言うた場合は、できないんですか、それともしないんですか。その部分だけお答えください。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

今のご質問でございますが、基本的には、先ほど委員会等につきましては、課長、部長の責任ある立場の者が発言するということでございます。で、先ほど質問があった分につきましては、そういった申し出があれば、その都度、その内容あるいは状況等を見させ

ていただいて、申し出があれば理事者側のほうで個別に判断させていただきたいなと思います。

ただ、できるだけそういった委員会の場に行くまでに、事前により内容をわかっていたいただきたいというようなことで、例えば議員さんに集まっていたり、説明会あるいは勉強会というような形で、事前に開催をさせていただければなというように思っていますので、その辺もあわせてご理解のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

以前、またごみの件のときもありましたけど、やっぱりそういったのを含めて、時と場合によって欲しい、必要性というのは、ケースバイケースでは絶対あるはずなんです。そういった柔軟性はお持ちいただきたいということで、答弁はもう回数を超えているので結構ですが、そういったことの要望をまた今後もしていきますし、またご検討を続けてお願いいたしますということで、よろしく申し上げます。

では、続きまして、質問に移らせていただきます。安全・安心のまちづくりに向けての防犯カメラの更新と交通安全対策についてご質問させていただきます。

防犯カメラにつきまして、設置開始よりも古いものであればもう10年を迎えています。作動のふぐあい等が起りやすくなってくる使用期限を迎えているものも多くなっていると思います。画像や撮影範囲や保存記録時間なども、最新ののであれば、例えば10年前であれば1週間ももたずに記録が消去されていきましたけど、最近であれば1月単位で記録がずっと残っていくようなものもあります。値段的にいうても、10年前の金額と同じようなレベルでそれぐらいの内容も大きく性能は向上しています。

設置について忠岡は、よく補助しますと。自治会と折半で出していきますとおっしゃいます。でも、今後はより重要なのは、要はつくったわ、もう使えんようになったのを、ほんまに毎年というか、何カ月にも一遍はチェックせえへんかったら、もう映ってないような、どうかわからんようなものを置くよりも、それやったらいっそのことしっかりと更新を進めていくべきやと思いますので、重要性はどちらかという更新にウエートが向いてくるのではないかと思います。より更新について、町としても新規設置以上に積極的補助を行っていただくべきであると思いますが、いかがでしょうか。

また、交通安全対策について、ことし700万円の予算計上がされています。昨今の事故等の報道を受けて、住民の皆さんからすれば、安全・安心のほうにはもっと予算をかけていただきたいというニーズもあると思いますが、現状この700万の予算でどのように対策を図られるか、ご回答ください。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

まず、私のほうから、防犯カメラにつきましてご答弁させていただきます。

防犯カメラにつきましては、現在、町設置分で11台、自治会設置分で38台、合計49台が稼働しているところでございます。今年度におきましては、防犯カメラの設置に関し、1台当たり20万円を上限に4台分の補助ができるよう予算措置をしておりますが、ここ数年、各地区自治会では新規の設置数は落ちついてきていると、そういった傾向にあるのかなというところでございます。

町や自治会が設置している防犯カメラは、SDカードのようなメディアに映像を保存するタイプで、設置から年数もたってきており、最新機器に比べると、画質や保存日数など物足りない部分もあるのかというふうに認識しておるところでございます。今後は、機器の設置だけでなく、機器の更新についても自治会の意向をよく確認し、ニーズに合った補助制度の運用というものについて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

私のほうからは交通安全対策につきまして答弁をさせていただきます。

議員仰せのように、昨今、全国各地で痛ましい交通事故が相次いで発生をしており、その件に関して報道がなされております。本町におきましても、平成29年から3年連続で交通死亡事故が発生しております。平成28年以前の10年間は、本町におきましては交通死亡事故がなかったこともあり、危機感を持って今後取り組んでまいりたいと考えております。

今年度、交通安全対策に係る工事請負費といたしまして700万円の予算を計上いたしておりますが、議員ご質問の対策工事の内容につきましては、交通安全施設整備工事に300万円を計上しており、整備内容としましては、ガードレール、カーブミラー、道路区画線等の更新工事を実施する予定をしております。整備の箇所につきましては、年度後半に現地調査を実施いたしまして、更新すべき施設をピックアップし、実施してまいる予定でございます。

次に、通学路交通安全対策といたしまして400万円を計上いたしております。この工事につきましては、通学路交通安全プログラムに基づきます合同点検を実施した場所でありまして、東忠岡小学校の南側、町道馬瀬13号線の道路勾配の改良とグリーンベルトを設置する工事を予定してございます。当該道路を改修することで、児童が安全に通学できる交通環境の整備を図るものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

三宅君、どうぞ。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。交通安全対策につきましては、以前にも要望させていただきまし、特に一たん停止線、そうですね、雨が降ると、ちょっと視界が悪くて雨がバーツと来ると、もう全然見えなかつたりする。でも、例えば夕方時間とかやったら、住民の人ってどうしても焦るじゃないですか。早う帰らなあかんとか。そういったことも踏まえまして、そういった部分を中心にも、より日々の点検と、これは私たちも常にお伝えしていかないといけないと思いますけど、また、その辺の対応もよろしく願いいたします。

カメラにつきまして再質問させていただきます。更新ということで、現状、価格としたら大体1台30万円強、三十一、二万ぐらいかかっていくということをお聞きしてます。忠岡町内、既に約50台設置されていて、10年かけて更新していくと仮定すれば、一気にかえるとしたら1,500万円ですよね。それを10で割って、自治会との案分負担で2で割れば、年間80万ぐらいの予算で対応していけるんだという計算になります。

社会情勢を受けての必要性というものを鑑みれば、別に実現可能性の高い金額でもあり、それこそ年度途中の補正予算等で計上されても、議会は多分反対することはないと思います。自治会への投げかけや町独自の11台の防犯カメラもありますので、そういったものも視野に、より更新を積極的に進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

自治会に対しましては、意向のほうを十分確認を行わせていただきまして、防犯カメラの更新に対する補助制度の要望が多いようであれば、今後、検討を行ってまいりたいと考えております。

また、町設置分のカメラにつきましては、設置からもちろん年数もたっておりますので、今後、計画的に更新を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。以上で結構です。

議長（杉原 健士議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、森政雄議員の発言を許します。

12番（森 政雄議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

森議員。

12番（森 政雄議員）

12番、無所属 なた会、森政雄です。一般質問をさせていただきます。

4月21日に執行されました忠岡町議会議員選挙、4名のご勇退された議員さんもあり、町始まって以来の議員の入れかえで、平均年齢も若返り、議会の活性化も期待されていると思われまふ。2月14日には立候補予定者の説明会が開かれ、今回立候補されました全員が出席し、選挙管理委員会の係員から届け出書類や選挙運動期間中の注意事項等、説明を受けました。

そこで、第1点の質問ですが、公職選挙法に抵触するようなことがあった場合、選挙管理委員会としてはどのような取り締まりができるのか、お伺いしたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

まず、選挙運動期間といいますのは、一部の例外を除きまして、本町の選挙であれば、告示日に立候補の届け出をしてから投票日の前日までの間を指し、選挙運動はこの期間に限って行うことができるものでございます。選挙運動期間中に選挙違反があった行為に対して、選挙管理委員会は取り締まりの権限は有せず、選挙違反の取り締まりは警察が行うものというものでございます。

しかしながら、法の規定に基づく違法ポスター等の文書図画があると認められたときは、警察にその旨を通報し、当該ポスターを撤去させることができ、また、違反して選挙事務所の設置があると認められるときは、直ちにその選挙事務所の閉鎖を命じるなど、そういった措置を講じることができるというところでございます。

これらにつきましては、警察の取り締まりの法の処罰を対象とするとともに、違法な状態を速やかに除去するというようなことから意図されているものではないかというところでございます。

以上でございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

森議員。

12番（森 政雄議員）

ありがとうございます。私も平成19年、一番最初に当選した際、投票日の翌日に当選御礼のビラを張ったんですけども、すぐに選挙管理委員会から、「これは違法ですので撤去してください」という連絡が入りまして、取り外した覚えがあるんですけども、今のお答えでしたら、警察が取り締まるけども、それまでやったらやり放題のような感じのご返答のように思うんですけども、その辺がちょっと釈然としなないと思います。

次の質問なんですけども、説明会での手引きの中で、公職選挙法132条の項がありました。これは具体的にどのようなことを規定しているのか、お聞きしたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

ご質問の公職選挙法第132条の規定でございますが、選挙運動の終期は選挙期日の前日までであり、選挙の当日における選挙運動は一般に禁止されていますが、選挙事務所は例外として、選挙の当日においても、投票所を設けた場所の入り口から300メートル以外の区域に限り設置することができるものとされているものでございます。

設置期間等は、具体的には選挙期日の前日は、街頭演説のように午後8時までと時間的な制限があるものを除き、午後12時まで行ってよいとされているところでございます。

また、選挙当日に区域外に設置している選挙事務所の閉鎖及び撤去については、特に制限はございませんが、選挙管理委員会が設置しておりますポスター掲示場についても、選挙が終われば、基本的には翌日に撤去しますので、同様にそういった事務所についても速やかに撤去するものであるというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

森議員。

12番（森 政雄議員）

ありがとうございます。この件も、私が初めての選挙のときに選挙管理委員会に聞いたんですけども、私の選挙事務所はこれに抵触するので、投票日前日中に看板等は撤去するようにとのことでした。また、そのときに選管に聞きましたら、忠岡町ではこの法に抵触しない事務所はないとの答えもいただきました。ただ、今回の選挙では、残念なことに複数の事務所で看板等がそのままの状態でありましたことをお伝えしておきます。

次に、町広報紙の発行の役割や編集方法についてお伺いします。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

どうぞ。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

ご質問いただきました町の広報紙の使命と申しますか、目的につきまして、させていただきます。

ホームページとあわせまして町広報紙は、住民皆様方にとりまして必要な情報を発信し、もって住民福祉の向上を図るものと考えております。基本的には、主に以下申し上げます7つの要件に基づきまして掲載しているところでございます。

1つ目でございますが、制度の案内やごみ等の収集日、あるいは申請等の制度、仕組み等に関する事項でございます。

2点目でございます。防災や防犯、あるいは人権等、周知・啓発に関する事項でございます。

3つ目でございますが、予算や決算を初め町の施政方針、種々計画など町の施策や計画に関する事項でございます。

4つ目でございます。財政状況の公表など条例等で規定されている事項でございます。

5つ目でございます。文化・スポーツ・健康などに関連する各種催しや募集に関する事項でございます。

6つ目でございます。町の産業振興、発展等に関する事項でございます。

最後、7つ目でございます。こちらは子どもから大人まで住民全ての方々が、さまざまな分野で活躍された住民皆様方を顕彰する事項でございます。

以上を柱として広報紙を発行させていただいております。

よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

森議員。

12番（森 政雄議員）

ありがとうございます。広く住民の皆さんにお知らせする使命ということを考えて、広報紙、今、もう財政的な面からと思うんですけど、広告の掲載もあります。しかし、町が関係する今回の訴訟についての掲載が全くないのですが、この点はどうなんでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

ご質問いただきました、2点あるのかなと思います。

1点目、ちょっと先に広報紙の広告の掲載のことがございましたので、お答えさせていただきます。広報紙の広告の掲載の目的、先ほどの中に含まれるのですが、1つは地元の商工業の発展、育成でございます。2つ目は、住民がそれを使うということで、住民の利便性の向上を柱として掲載させていただいているところでございます。

また、2つ目にございました町の関係する訴訟等の掲載でございますが、これにつきましては、個人が特定されるなどいわゆる個人情報との関係とあわせまして、先ほど申し上げました1点目から7点目、いわゆる住民福祉でございますが、この広報の目的でございますが、住民福祉の向上という点からしますと、掲載目的に沿うものではないと認識しているところでございます。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

森議員。

12番（森 政雄議員）

これもちょっと釈然と私はしないんですけども、今回、一たん結論が出たんですけども、これと逆の反対の場合でしたら、マスコミやらごっつい大騒ぎになると思うんですけども、また、これに関して重大事態等が発生した場合、どうなるのか、ちょっとその辺も心配でございます。何というのかな、一方的というのか、住民が広報紙を見てなかったらその方は全然わからんということになると思うんですけども、ただ、今、フェイクニュースがひとり歩きするというのか、そのようなことがごっつい心配なんですけども、それはどうでしょう。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

ご意見いただきました。まず、訴訟の件で町のほうに瑕疵があった場合、どうなるんだということでございますが、確かに各市町広報紙もごらんになったことがあるとは思いますが、町あるいは自治体側が重大な瑕疵をもちまして、裁判で例えば負けるというのですか、瑕疵があったということであれば、これは当然住民に知っていただく、その点について改善していくということで、掲載のほうを、これは住民福祉に当然通ずるものでございますので、その旨で各自治体、掲載しているものと思います。

もう1つございました訴訟につきましては、司法ということで裁判所のほうも裁判につきましては公開の手段をいろいろとってございます。裁判所の公開、82条に基づく公開、裁判所を見られるということでございます。あるいは、裁判所、検察庁等に問い合わせまして、当該裁判の情報等も入手できるものと聞いてございます。また、一定さまざま制限はございますが、裁判所等の開設するホームページ等でも、その情報を入手することができます。司法ということで、それぞれ公開ということで手段を用いておりますので、こちらのほうでごらんいただくということかなと考えてございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

森議員。

12番（森 政雄議員）

わかりました。これも何ぼ言うても、いろいろなりますので、最後の質問に行きます。

次に、5月7日の議員の初会合のときに、年間行事予定表をいただきました、議員の町主催の各種式典に来賓として招待を受け、出席させていただいております。ただ、その際に一部の方が、起立もせず、国歌も斉唱しないなどの行動を目にすることがあります。特に室内で行われる成人式、戦没者追悼式ではよく目立つというんか、なって、それで町民の方からも私のところに指摘が届いております。この点について、町は主催者としてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

各式典に来賓としてご来場いただいている議員さん等々の方々に、国歌斉唱をしないこと等についてどう考えているのかとのお質問でございますが、本町としましても、各種式典に住民の代表である議員各位にご出席いただくことは、その式典の開催趣旨をご理解いただいていることであると認識しているところでございます。

その中で、国歌斉唱にご理解をいただけていないのであれば、残念なことではあります。平成11年に国旗及び国歌に関する法律が制定された際の政府のコメントに、国民に新たに義務を課すものではないとされており、本町においても同様に強制できるものではないと、そういうふうにご考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、今後とも、各式典等についてご理解、ご協力をいただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

森議員。

12番（森 政雄議員）

ありがとうございます。主義主張はいろいろあると思うんですけども、第一義に公人という立場を私は最優先すべきだと思っております。

以上で一般質問を終わります。

議長（杉原 健士議員）

以上で、森政雄議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、前川和也議員の発言を許します。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

大阪維新の会の前川和也でございます。議席を賜りましてから初めての一般質問ということで、今ほんとに緊張しておりますが、忠岡町、忠岡町民のためになるような質問ができますよう頑張ってまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回は、将来を見据えた分野、そしてすぐに取り組んでいただきたい分野、そして町民の皆様からよく伺う分野について、質問をしたいと思います。

まず1点目の質問は、広域連携についてです。私自身、政治活動で最も取り組んでまいりたい分野は広域連携、広域行政についてであります。これは全国的な課題であります。人口減少や高齢化により教育や福祉などあらゆる分野において行政サービスの維持、向上への行財政運営が、どの地方自治体でも厳しい状況となっております。市町村単独での行財政改革などの取り組みに加え、行政区域を越えた地域で連携をしながら諸課題に対応する広域連携を進めていく必要がございます。忠岡町のような小さな町では、広域行政への取り組みなくして住民サービスの維持、向上はあり得ないと考えております。

忠岡町としてもそのように認識をされているかと思いますが、ここ数年、どのような取り組みをされてきましたでしょうか、お答えください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

広域連携につきましては、住民サービスの向上及び財政健全化が見込めるということから、本町においても取り組みを進めてきたところでございます。

具体的には、小児初期救急医療に関する事務の共同管理、及び執行を目的とした泉州北部小児初期救急医療協議会の設立、指定地域密着型介護サービス等の指定等に関する事務を行う5市1町広域事業所指導課の共同設置、し尿及び浄化槽汚泥の処理に当たっては、泉北環境設備施設組合への委託化、また直近では、安全・安心な水道水の安定的な供給を目的とした大阪広域水道企業団との水道事業の統合、それから関西国際空港を中心とした観光産業や地域経済の発展を目的といたしました泉州9市4町で構成するKIX泉州ツーリズムビューローの設立などの取り組みを進めてきたところでございます。

また、消防の広域化については、泉大津市、和泉市と協議を進めてまいりましたが、現在は協議会を一たん休止というところになっているところでございます。

9 番（前川 和也議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。福祉、水道、観光と、さまざまな分野に取り組んでいただいていたことでした。ここ直近のお話としましては、消防の2市1町の広域運用に向けてのお話が一たんは休止となったようですが、これについても引き続き忠岡として模索をしていただきたいと思います。

では、続いては、これまでの取り組みではなく、これからどのように広域連携に取り組んでいくのか、忠岡町の考えをお答えください。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

今後、到来するというふうに言われております人口減少社会では、さまざまな分野で行政課題の発生が予測されます。これらの課題解決には、地域全体での協力、対応する、いわゆる広域連携がより非常に重要となってくるというふうに考えております。そういったことからいたしましても、今後も引き続き、ごみの処理や消防の広域化など住民の利便性を考え、生活に密着する分野での広域化の推進というものに引き続き努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。第5次総合計画にも広域連携の推進と大きく掲げられておりますので、ぜひともこれからも積極的に推進をしていただきたいと思います。

この広域連携についてですけれども、非常に大きな課題であります。政治マターといいましか、事務局同士だけではなかなか話がしにくい、進みにくい部分があるかと思えます。

そこで、今回質問するに当たり、いろいろ調べておりましたら、泉大津市のホームページで、高石、泉大津、和泉、忠岡の泉北3市1町の市長、町長による広域連携を目指した懇談会が、平成24年の3月に開催され、今後は各市町持ち回りで開催予定との記事がございましたが、この懇談会、その後開催されているのでしょうか、町長にお願いします。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

質問をしていただいて、思い出しております。5年ぐらい前には泉北広域地域において首長やら皆集まって話をしたことがあります。一方に合併の動きがあったんだろうと思いますが、お互いに行政をスムーズにしていこうやという、そういう話を、和泉市に行ったり泉大津を会場にしたりして行った経験はありますが、自動消滅というのか、前進がないというようなことや、また一方の堺市も、政令都市もどんどんきちっとできてくるというようなこともあって、消滅しております。今は一切そういった話題もありませんし、首長も皆かわってききましたので、思い出せばそんな会議があったなという程度ですね。

私は、そんな行事の中で、1つ教育委員会の文化財の講習をよく受けに行きました。町長をしてないときですけども、思い出しました。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

お調べいただいたところ、1回だけの開催ということでした。1回目以降、泉大津で市長もかわりましたし、何となくそんな会があったなと、忘れられて今に至ってるような感じなんです。町長、この懇談会、再開させていくお考えはございませんでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

本町として、私としては、開くつもりはありません。他の行政課題でいろいろとお話しさせてもらったり、また親睦のときにいろんな話をだべったりしておりますので、今のところは開会していこうという気持ちにはないということをおきたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

私が先ほど申し上げました懇談会以外に、泉州地域でトップ同士が広域連携について話し合う会がほかにあるかどうか、担当課に確認していただいたところ、今は広域に特化して話し合う場はないということでした。泉北3市1町の枠組みにこだわらず、2市1町とか、例えば泉大津と1市1町でありますとか、定期的に話し合う場をつくっていただけませんか。こういったことって、ほんとにトップの意思疎通があってこそ事務局同士の話がしやすいかと思うんですが、いかがですか。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

トップ会談というようなことをする気は毛頭ありませんが、表敬訪問というのかね、選挙に通ったときとか、また、何かその市にいろいろあったときに、激励と言うたら厚かましい言い方ですが、表敬訪問をしたりしておりますし、また、岸和田でもそういった点でお話を市長さんともできています。それから、泉北3市、4市は、これはいろんなところで顔を合わせたら、いろんな話をしますのでね、そんな会議を持つ気は全然毛頭ありません。

今、ごみ処理の問題についても、阪口市長さんにお会いしたら、「わかった、わかった」と言うてくれますし、和泉市でも泉大津の市長さんでも、立ち話で「進めてくれよ」と言ったら、「理解してる」と言うてくれておりますので、ねじ込んでいくというような意味の会議は今のところありません。大分広域の話が煮詰まってくる、いい悪いは別として煮詰まってくると、またそんな変化も出てくるかと思いますが、今のところ全然こちらから気はありません。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

堂々めぐりになってしまうんで、消防にしても泉州の南地域のほうで広域運用が始まったのは、やはりトップ同士の決断、話し合いがあつたということだったというふうに伺っております。今回、消防は一たん休止ということになりましたけども、このごみの問題だってそうです。あらゆる行政課題について、ぜひ表敬訪問とか立ち話ではなくて、お互い膝詰めの話し合う場をこれからつくっていただきたいと思います。泉大津の市長さんなんかも非常に大歓迎だというふうに私、言質をいただいておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

続いての質問に参ります。広域連携に関する最後の質問になりますが、市町村合併についてです。広域連携について究極的といいますか、追い求めた形の1つとして市町村合併があるかと思えます。広域連携については非常に前向きなご答弁をいただきましたが、市町村合併について、これはほんとに大きな政治課題であります。この先の忠岡の将来を見通したとき、市町村合併についての検討を開始していくお考えはございませんでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

将来あるいは目前にした市町村合併は考えておりません。大体合併というのは、私の頭の中には、自分のところが赤字で、こんなんやっていかれへんぞということとか、今度は逆

に相手側が、怒られますが、助けてほしいというようなときとか、また、大津川を挟んでの川あるまちづくりをどうしていくかというような、そういったようなことで、話し合いだけじゃなしに、やっぱり市町村合併する必要があるとか、そんな例があれば合併は進んでいくと思うんですけど、また、国や府が干渉してくるとなると考えられないかと思いたしますが、今のところ全て本町は合併せなあかんという状態でもありませんし、また、他市も心配するようなことはありませんし、国や府も言ってますけどね、ただ言うてるだけで、ほんとに私どものことを考えてないと私は思っております。

そんなことで、する気はありません。また、住民の中には、私は合併反対論者と、こういうふうに認識してる人もいますので、今そんなんを打ち出すとややこしいと、私自身の個人的なものを持っております。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

今回のこの質問ですね、市町村合併を推進してくださいという意味合いで質問しているわけじゃ決してないです。広域を進める以上、大きく関係している市町村合併についても可能性の是非について、事務局レベルでこれ結構なんですけど、検討しておかないと、広域を進める上でも影響があると思うんです。ぜひ大きな視点に立って、この市町村合併について検討課題にさせていただくことをお願い申し上げます。

続いての質問に参ります。内容は、忠岡町役場のSNSの利用に関してです。私もふだんSNSを利用して情報を発信、あるいは情報を仕入れ、利用者との交流をしております。今の時代、SNSは本当に身近な情報ツールであり、多くの町民にとっても生活に切り離せないものとなっております。

そこで質問です。このSNSを忠岡町として積極的に利用していくお考えはございますか。近隣市では、このSNSを効果的に利用しており、施策の情報、イベントの募集情報ということだけではなくて、昨年この泉州も大きな被害を受けました台風などの災害、防災情報や、先日、吹田で警察官が襲われて拳銃が強奪されるという事件もありましたが、防犯に関する情報も積極的に近隣市では発信をしております。つい2日前も新潟で大きな地震もありました。ぜひ忠岡町としましても、検討はされておられるとお聞きしておりますが、早期にですね、ほんとに早期に防災、防犯面を含めて、情報の発信に向けて取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

議員申されましたように、これまで町としましては、広報紙を中心にホームページなどを通じまして必要な情報を発信してきたところであります。しかしながら、先ほど申されましたように、近年、LINEでありますとかツイッターなどのソーシャルネットワーキングサービス、略していわゆるSNSでございますが、これの利用、閲覧については、若年層を中心にこれまで以上に身近な情報収集手段となっております。

町としましても、これまで人的な要因等による管理・運用上の問題点など種々検討してきたところですが、紙媒体による広報紙、固定的なホームページに次ぐ第3の情報発信手段の1つとして開設する必要があると深く認識しているところであります。

情報の発信内容につきましては、先ほど議員申されましたとおり、とりわけ防災、防犯情報につきましては、発信手段の多様性から考えますと大変有効であると認識しているところであります。今後、一定ルールのもと各課とも協議して進めてまいりたいと考えているところであります。

なお、開設の時期につきましては、管理の問題もあり、現段階ではっきりと申し上げることはできませんが、なるべく早い時期に開設できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。SNSというのは、ほんとに今にとっては非常に身近な情報ツールです。受け身ではなくて、情報の積極発信という観点で、役場にもぜひ使いこなしていただきたいですし、身近なツールだけに利用者間で誤った情報が拡散してしまう可能性もほんとに大きくあります。ぜひ公式に、忠岡町としてアカウントを開設して発信をしていただく必要がありますので、一刻も早い運用をよろしく願いいたします。

続いての質問です。次の質問は、高齢者ドライバーについてです。ここ最近、高齢者ドライバーによる悲惨な事故を報道で見聞きすることが多くございました。国においても、運転支援機能を備えた車限定の高齢者向け運転免許の創設を初め、緊急対策が取りまとめられたとのございますが、忠岡町として町単位で免許証の自主返納促進など何かできることはございませんでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員仰せのとおり、近年、高齢化社会の進行によりまして、高齢者の交通事故がふえております。中でも、アクセルとブレーキの踏み間違い等、高齢者が起こす自動車事故が社会問題化してきております。大阪府におきましても、交通事故発生件数が全体的には減っている中ではあります。65歳以上の高齢者ドライバーによる交通事故件数につしまし

ては、10年前と比べて増加傾向で推移してきております。

こうした情報を受けまして、平成29年3月に高齢運転者対策等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が施行されまして、75歳以上の高齢運転者は免許更新時に認知症の検査が義務づけられたところがございます。高齢になるにつれ、気づかないうちに視力、聴力、判断力、反射神経等の身体機能が低下してくると言われております。家族等から運転の変化を指摘されたら運転免許証等の返納を検討することが重要であるというふうに考えております。

議員ご質問の運転免許証の自主返納の推進につきましては、大阪府において運転免許証を自主返納しやすい環境づくりのために、高齢運転者運転免許自主返納サポート制度を行っております。この制度につきましては、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた大阪府在住の65歳以上の方が、サポート企業・店舗においてさまざまな特典を受けることができるものであります。また、運転経歴証明書につきましては、身分証明書としても活用することができることとなります。高齢運転者による交通事故を抑制し、道路交通の安全を確保することが喫緊の課題となっております。本町が実施しております高齢者の交通安全教室等さまざまな機会を捉え、泉大津警察署と連携を図りながら自主返納の啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。啓発には努めていただきたいんですが、今、非常にニュースで見聞きすることが多くて、そしてまた、有名な俳優が自主返納したということで話題となっており、町民の意識が高い今、町としてもこの時期、関心の高い時期に、この時期に新たに何か啓発していただきますような施策をぜひよろしくお願いいたします。お願いします。

議長（杉原 健士議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

本町といたしましても、他市町村におきましては啓発につきましてもいろいろな取り組みをしているところがあるというふうに考えておりますので、その状況を確認しながら、啓発方法について今後また検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

この関心の高い時期にぜひともよろしくお願ひいたします。

それでは、私の最後の質問です。最後の質問は、忠岡における選挙の投票率についてです。ことしは統一地方選挙、府知事選挙、そして来月には参議院選挙と、まさに選挙イヤーでございますが、過去の忠岡町の投票率を見ますと、29年、26年の衆院選の投票率は府下平均以下、28年、25年の参院選の投票率は府下平均以下、ことしと27年の大阪府知事選挙の投票率も府下平均以下、府議会議員の選挙におきましては、ことしは無投票でしたけども、27年は府下の平均を大幅に下回る結果となっております。投票率の低さというのは、これは私自身も含めて候補者側に問題があるというのが私の考えなのですが、選挙というのは民主主義の根幹でありまして、来月に行われる予定の参議院議員選挙を控え、投票率の向上について役場として取り組みをお願いしたいところですが、いかがでございましょうか。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

選挙の投票率向上における取り組みにつきましては、まず第一に選挙人が投票の行いやしやすい環境をつくるということが非常に大切であるというふうに考えております。期日前投票所においては、従来は役場の3階の研修室で行っていましたが、役場への来庁者への選挙啓発や利便性の向上というのを図るために、特に車椅子等をご利用の障がいのある方やご高齢の方もたくさんいらっしゃることでございますので、4月の統一地方選挙より役場の1階のホールへ変更いたしましたところ、選挙に来られた方からも、非常に投票がやりやすくなったよと、そういったお声を多数いただいているところでございます。

またあわせて、若い世代の方への選挙への関心を高めてもらうという啓発といたしましては、本年4月の統一地方選挙の期日前投票所において、大学生の方を臨時職員として採用を行いました。また、同様に、7月に執行予定とされております参議院選挙の期日前の投票所におきましても、10代また20代の方の採用も行っていきたいということで、現在、町のホームページや、またハローワークを通じて募集等々しているところでございます。

引き続きまして、現在行っております町広報への選挙周知でありますとか、選挙啓発用のチラシや啓発グッズの配布等も継続しながら、より一層の投票率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

期日前の投票場所を今回の統一選から移動されたということですが、確かに効果はあらわれているかと思えます。後ほどまた町にはお見せしたいと思えますが、平成29年の衆

院選の期日前というのはすごく突出しているんですけども、これは投票日に台風が来るということが事前に予想されていたので特別なケースであったんだと思いますが、期日前の投票場所の移動というのは非常に効果があったと思います。

府下における忠岡町の投票率のお話をしましたが、もう1点私が気になりますのは、忠岡の第1投票区の投票率が、27年の町議選を除いて、前後の選挙で最下位がほんとに続いているということであります。私自身も選挙の周知、投票が大事なんだということは広めていくことに努力をしていこうと思いますが、この投票所の位置についても、最下位が続いてしまう理由について検証していただきたいと思いますし、期日前の投票所についても今回本当に効果があったと思いますが、もっと効果的に実施できる場所はあるかどうか検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

現在の第1投票所の設置場所と申しますか、設置場所で、投票率との関係性ということについては、それについて明確に判断はできないのかなとは考えています。ただ、設置場所につきましては、道沿いの非常にわかりやすい場所にあるのではないかなというふうに考えております。また、実際になかなか、他の場所に移すというようなところも、正直今現在見当たらないという状況ではございます。

いずれにしても、その期日前の投票所の位置を統一地方選挙から変えたということもあるんですが、本町に限らず投票率というのは非常に全体的に低い状況でもございますので、引き続き本町におきましても投票率の向上に向けて調査、研究、またその中で効果的であると思われるものにつきましては積極的に採用してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。この投票率の話だけに限らず、広域連携もそうですが、町の実施する全ての事業において、現状維持でありますとか、現状に満足ではなくて、向上に向けての不断の努力をしていただきますようお願い申し上げまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

以上で、前川和也君の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、勝元由佳子議員の発言を許します。どうぞ。

10番（勝元由佳子議員）

10番、無所属の勝元由佳子でございます。まず、一般質問に先立ちまして、議員としての活動の場を与えてくださった有権者の皆様に、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

私はこれまでの約5年間に、一住民として数え切れないくらいこの忠岡町役場に足を運びまして、本町の自治体運営についてさまざまな問題提起をしてまいりました。ご存じのとおり、住民訴訟も2件提起しております。ですので、和田町長を初め理事者の皆様もよくご存じでおられると思います。今度は、住民ではなく議員の立場として町政改善に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、通告書の順に質問させていただきます。

まず、公金、財産等の管理についてということで、これまで、忠岡町のさまざまな案件について情報公開請求をしてまいりました。その中で、平成27年度に忠岡町から発送される郵便物や公用車などの財産管理の状況などについて情報公開請求しましたところ、役場内の多くの部署で、切手をいつ、どの職員が何円切手を何枚使って、どこ宛てに送って、あと何枚切手が残っているかといった帳簿を全くつけていないという状況が出てきました。また、公用車につきましても同じく、いつ、どの職員がどこへ乗って行って、帰ってきたときに走行メーターが何キロだったかといった日々の運転日誌も、複数の部署でつけていないという驚くべき状態を見つけてしまいました。

郵便切手につきましては、いつでも誰でも簡単に現金に換金できる、現金と同じ価値を持った金券です。ですから、職員による横領が非常に発生しやすく、特に厳重な管理が必要な公的財産です。それが本町では少なくとも平成27年度までは、いつでも職員が横領できると、また、いつ横領したかわからないという本当に驚くべきずさんな財産管理が明らかになったわけです。

また、日々の公用車の利用につきましても、運転日誌への適切な記録、管理がなかったということで、職員が勤務時間中に私用などでどこかへふらっと出ていくといった不正な利用、あるいはこれはもう地方公務員法に基づく職務専念義務違反にも当たります。こういった不正な状態が常態化するということにもつながってまいります。実際、その開示請求をした当時、一部の運転日誌を見ましたところ、私から見て、本当にこれ、公務で公用車を使ったのかなと疑わしいものも実際ありました。

そこで質問ですが、平成27年度当時、そうしたずさんな管理状況が明らかになったわけですが、そのときの対応職員の方が「すみません。以後このようなことのないようきちんと記録をつけて、適切に管理します」とおっしゃっていたんですが、私のほうもそれ以後、開示請求などをして確認しておりません。今回、いい機会ですので、改めてこの議会の場でお伺いいたします。郵便切手や有価証券、あるいは公用車などの公的財産の管理状況について、現在どのように管理なされているのでしょうか。なお、この質問につきまして

は、自治体の財産ほか管理記録につきましては、地方自治法で会計管理者の職務として定められておりますので、会計管理者がお答えください。

議長（杉原 健士議員）

とりあえず公室長から。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

どうぞ。

町長公室（柏原 憲一公室長）

ご指摘のとおり、平成27年度におきまして、切手の使用管理簿や公用車の運行日誌の記録をつけていない部署が一部に存在していたというところがございます。切手については、先ほど議員のご質問の中にあつたとおり、お金と同等の価値を持っていて、換金も可能であり、いわば金券のようなもので、管理方法についても重要であるということにつきましては我々も認識しているところがございます。また、公用車におきましても、本町の公用車管理規定により運行日誌の記録が義務づけられているということから、以降、速やかに全庁的にその管理体制を改善させ、現在においては適切な財産管理の徹底というところにも努めているところがございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。とりあえず記録はちゃんとされているという認識でよろしいですよね。

その現在の管理方法なんですけれども、単にその都度使用した職員の方が帳簿に記録をするというだけでは不十分だと思います。例えば、切手の場合でしたら、帳簿に記載されている残りの切手枚数の数字と実際に残っている切手の枚数、あるいは金額を実際に定期的に確認してみるだとか、運転日誌につきましても、記録されている走行メーターのキロ数の数字と実際の車の走行メーターのキロ数が一致しているかといったことなど、例えば所属長、あるいは何か権限を付与された職員でも結構ですけれども、第三者的な職員などが定期的にチェックされていますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

その点につきましては、今現在、記録しているというようなところにとどまっているの

かなというところで、全庁的に必ずそれがなされているかというところにつきましては、今後、全部署で定期的に所属長等が確認するなど、さらなる適正管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。現段階では、まだ単に職員の方に記録をさせているだけということですので、やっぱりそれですと、以前のまた帳簿をつけないという状況に戻ってしまおうと思います。最悪の場合、先ほども言ったように結局横領につながったりだとか、虚偽記載や改ざんといったことにもつながりますので、今後は帳簿への記録の徹底、これは当たり前のこととしまして、さらに直接使用した職員以外の第三者的職員が、月に一度、あるいは年に数回でも構いません。定期的にチェックをするといったこととあわせて、監査委員のチェックも受けるというふうに、二重、三重のチェック体制で、職員の身の回りにある不正しやすい公的財産の管理を徹底していただきたいと思います。

そして、このことにちなみまして、もう1つ次の質問です。平成27年度に、こうしたずさんな管理体制を把握するまで、郵便切手の使用枚数がわからない、あるいは日々の公用車の使用がわからないので、ガソリンを何リットル、いつ入れたかわからない、ガソリン代を払ったことが正確にわからないといった状況だったと思います。そのような管理状況の中で、普通に考えて、毎年度の支出金額の確定をどうやってしていたのかなと思うんですね。

そうした中、平成27年度までは一体どのようにして決算をされていたのでしょうか。すみません、この質問も同じく会計管理者から。

議長（杉原 健士議員）

吉田課長。

会計管理者（吉田 裕之課長）

それでは、2つ目の質問にお答えをさせていただきます。

切手及びガソリン代の支出命令書につきましては、各担当課から決裁をされた支出命令書が会計課に提出をされます。それを確認の上、支出を行っているところであります。また、毎年度の決算につきましては、各担当課の積み上げた数字の結果、決算となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ということは、最初に切手を購入したときの支出金額をそのまま決算に計上しているということですのでよろしいんですね。

議長（杉原 健士議員）

吉田課長。

会計管理者（吉田 裕之課長）

はい、そのとおりでございます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

それで、実はその平成27年度以前の決算につきましては、そうした形で支出金額の確定ができないんじゃないかと。であれば、それまでの忠岡町の決算内容は、もしかしたら粉飾決算ではないかという疑いがありましたので、あえて今回、議会で質問させていただいたわけですが、実際、正しい決算方法ですね。切手等の使い方を考えると、どれが本来の決算方法として適切かというところもちょっと怪しいところがありましたので、定例会の前に大阪府庁の会計局会計総務課のほうに確認させていただきました。結果的に今お答えいただきました本町と同じ回答だったわけですがけれども、もし違っていましたら、この場で粉飾決算ではないかということでもちょっと問題提起させていただこうかと思ってたんですけど、一応きちんと適正に決算されているということがわかりましたので、安堵しております。

とは言いましても、本当につい最近までそういう、職員がいつ切手を横領したかわからないというような、とんでもない状態がずっと続いていたのも事実ですので、そういった自治体行政として本当に恥ずべき財産管理をしていたというところにつきましては、理事者の皆様に重く受けとめていただいて、さらに今後、管理方法の徹底、改善、見直しを図っていただけたらと思います。

では、次の質問、発注・契約の問題に移らせていただきます。こうした問題、発注・契約につきましても、私はこれまでいろいろと情報公開請求をして調べてまいりました。で、全般的なことを申し上げますと、私もこれまで大阪府のほうで十数年、公務員をしておりましたから、普通の公務員感覚で見て、こんな発注、あるいは会計処理ですね、普通の公務員やったらでけへんど、怖くてできないねと。そもそも決裁がおりへんのじゃないかといったレベルのひどい発注、公金支出の状況が常態化しているように見受けられます。

実際、例えば発注案件、契約にかかわりましても、地域住民の方から普通に役場からの発注、〇〇議員のところを受注してるでとか、××議員のどこやでということも普通に聞こえてまいります。そうした議員の親族業者への発注・契約につきましては、やはり住民から見れば癒着に見えるわけです。住民の方々のそうした不満という声は非常に高まって

いると思います。

そうした不当、違法な公金の支出、税金の無駄遣いにつきまして、住民訴訟などを提起してきた私が議員に当選できたのかなと思うんですけれども、そうした住民訴訟の中で開示請求を積み重ねて公文書をいろいろと調べてまいりましたところ、本来、受注業者本人、債権者ですけれども、債権者へ支払うべき公金が、議員本人の個人名義、かつ議員報酬受け取り口座に振り込まれているという驚く事実を発見いたしました。この事実を見つけたとき、対応された職員の方に「やっぱりこれはおかしいんじゃないか」ということを言わせていただきました。ですが、町の職員の方から返ってきた答えは、「いいんです」と、「忠岡町ではこれでいいんです」と普通に回答されて、むしろおかしいと言っている私のほうがおかしいという感じの対応をされてしまいました。

そんなふうにですね、普通に職員の方が忠岡町ではこんなふうに振込先口座名義の欄に、それこそ議員の名前だとか、そのとき申しあげましたけれども、ここに和田吉衛と町長の名前を書いているでもいいんですかと聞いたら、「いいんです」とおっしゃったのでね、普通に「いいんです」と職員の方が答えるということは、じゃあ日常的に複数案件でこういう同様事例があるんじゃないかと、やっぱり普通に思ってしまうんですね。やっぱり住民的にも疑念を抱くと思います。

で、私としましては、実際に受注業者への支払いが議員報酬受け取り口座へ振り込まれていたということを公文書上で確認できたのは、ただの1件だけです。それ以外につきましてはちょっとわかりません。

ですので、そこで質問させていただきたいのですが、平成20年度以降、とりあえず区切らせていただきますけれども、本町町議会議員、あるいは多分ないと思いますけれども、和田町長ですね、公職者の名義の口座へ、本来受注業者へ支払うべき公金を振り込んでいたといった事例は何件ありますでしょうか。

それと、ちょっと時間の都合で、多分30分におさまらないと思いますので、次の質問ですね。議員の親族業者への発注件数、これにつきましてもできればあわせてお答えください。なお、この4親等とさせていただきましたのは、とりあえずいとこの関係までが近親者とみなせるかなということで4親等にさせていただきました。お願いします。

議長（杉原 健士議員）

吉田課長。

会計管理者（吉田 裕之課長）

まず、1つ目の質問にお答えをさせていただきます。

平成20年度以降、公職者名義の口座へ受注業者への支払い金を振り込んでいた事例は何件あるかというご質問でございますが、債権者一覧表を確認しましたところ、1件でございます。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

私のほうから2点目について答弁させていただきます。

ご質問の議員本人、あるいは議員の近親者、4親等以内が代表者あるいは法人役員となっている業者へ発注していた件数でございますが、本町といたしましては明確に把握できる情報でもなく、また本町情報公開条例の規定からも戸籍事項に関する情報として個人のプライバシーの域であると思われることからもお答えできないところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

とりあえずその公職者名義の口座に振り込まれていた件数は1件ということですので、多分私が把握している1件だけということだと思います。この件数をお聞きした質問ですけれども、実際、こうした公の場で理事者側のほうから正確な誠実な回答が出るとも思っておりません。やはり情報公開というのは、よく泥棒に証拠をくださいと言っているのと同じだと言われます。調べている行政側に証拠をくださいということですから、行政側に全てを委ねているということです。そこが問題でもあるわけですが、今回、こうやって質問をさせていただきました。

これまでこのような議員と役場との癒着といった問題につきまして、議会その他の公の場で正面から取り上げられることがなかったように思います。今回、私が議会のこの場で正面から取り上げることそのものに、こうして質問する意義はあると思っております。そして、こうして議会で取り上げることによって、今後、議員になる者につきまして何かあれば、問題があれば、すぐに議会で取り上げられるということが、議員全体への抑止力に働けばというところに期待しております。

そして、次なんですけれども、住民側、私としましては、やっぱり一番確認したいのは、先ほどもありましたとおり、本来支払うべき相手である債権者でない者へ支出、振り込みをするといった違法な公金支出について、理事者側がどのように認識、受けとめをしているかということなんです。

地方自治法232条の5には、いわゆる正当債権者の規定があります。この規定には、地方自治体の支出は債権者のためでなければできないということが定められております。つまり、自治体から受注した仕事は、実際にその仕事をやって、履行完了しまして、発注者たる自治体側にお金を支払ってくださいと請求する権利のある正当債権者にしか支払ってはいけませんよということが、地方自治法に明記されております。

ですから、公金の支出処理につきましては何重にもチェックがかかっているわけですし、特に出納の担当部署である会計課におかれましては、実際、支出命令の書類が回って

こられましたら、債権者たる受注業者のところに書かれている名前と振込先口座名義の欄に書かれている名前、口座名義が一致しているかというところをチェックするというのは、最低限度かつ必須のチェック項目になっているはずだと思います。実際、私も昔、そういうふうに教えられました。それにもかかわらず、受注業者への支払いを受注業者の代表者本人、つまり債権者でない者へ支出していたことにつきましては、地方自治法の正当債権者の規定に反した違法な支出だと言えると思います。

そこで、お聞きします。公金支出の責任ある立場として、町長、そして会計管理者にお伺いいたします。こうした違法な公金支出、会計処理につきまして、どのように認識、受けとめをされておられるのでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

吉田課長。

会計管理者（吉田 裕之課長）

ご指摘の件に……。

議長（杉原 健士議員）

どうぞ。

町長（和田 吉衛町長）

違法と言われれば、罰を受けたいと思っております。で、こういった行政執行をしていく中で、住民の皆さんからご理解が得られない、また疑われるというようなことがあれば、これは受け付け等でそういったときにしっかりと対面ができるように、これからも勉強させていきたい、また事例研究をさせていきたいと、こういうように思っております。勉強は絶えずさせておりますし、研究も絶えずさせておりますが、これだけではなしに、いろんなあらゆる住民理解のために頑張っているところですので、職員を褒めてやっていただきたいと、こういうように思っている次第です。

議長（杉原 健士議員）

よろしいですか。吉田課長、ありますか。どうぞ。

会計管理者（吉田 裕之課長）

ただいまのご指摘の件につきましては、不適切であったと考えております。今後は、このようなことがないように十分チェックを行い、担当課に適正に指導することに心がけてまいります。ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

今、会計管理者のほうから不適切な会計処理であったと認識されているということでありましたけども、その不適切な認識をされているというのは、合法、違法で言えば、どちらでしょうか、二者択一でお答えください。

議長（杉原 健士議員）

吉田課長。

会計管理者（吉田 裕之課長）

違法であったというように認識しております。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

それから、そういう違法な認識をされているということですので、それ以後、また同じようなことを繰り返している、同じようなことが続いているんでしょうか、何か改善はされていないんでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

吉田課長。

会計管理者（吉田 裕之課長）

平成30年度の4月からは、原課からの公金支出にかかる債権者登録依頼があったときは、債権者登録依頼書の提出を義務づけており、当該依頼書の審査を会計課で行っております。ただし、債権者以外の口座振り込み依頼があった場合は、委任状を受けて、受任者に支払いをさせていただいております。

以上でございます。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。とりあえず、今までとっていなかった委任状をとって、一応地方自治法の正当債権者の部分につきましては担保されているということですので、今ごろになってそういうことをされているというのも遅いと言えは遅いんですけれども、改善していただけたのでありましたら、私も住民訴訟した意味もあったかなと思います。

そうしまして、次ですね、次の質問、議員の親族業者への発注はやめられよという質問なんですけれども、これは要望と提案でもありますし、時間的にも厳しいので、これはちょっと省略させていただきます。

ただ、こうした議員の親族業者への発注・契約につきましては、発注する側、業者登録する側である行政側だけの問題ではないということもよくわかっております。やはり議員、業者側の問題もかなり大きいと思っております。それはやはり法的責任だけではなく道義的責任があるからです。住民全体が納得できる公正で透明性のある発注・契約を理事者側の方々にはお願いさせていただくのとあわせて、私のほうも今後、議会のほうで倫理条例の制定など議会改革の中でも提案していきたいと思っております。そして、この質問は終わりにさせていただきます。

次に、本町職員の法令遵守意識の希薄さということにつきまして質問させていただきます。本日質問させていただきましたが、さまざまな財産管理や違法な発注・契約なども含めまして、忠岡町政の根本的な原因はやはりここにあると私は思っております。

1つ目の質問なんですけれども、これも要望になりますので、もう質問いたしませんけれども、やはり公務員という職業ですね、行政職員というのは、法律、条例、規則等々の法令に基づいて仕事をしているのであって、それは基本の「キ」ということになります。ですから、各部署、各職員の自分のやっている業務について、住民外部のほうから法的根拠を問われたら、正確にきちんと答えられるというふうに、日ごろから把握、理解した上で業務をしていただきたいということでありまして。

そういう点につきまして、本町職員の皆様につきましては、全体的にやはり法令遵守の意識が非常に薄いといえますか、ほとんどないと私は思っております。実際、普通の公務員の会話が通じないということが、もう日常茶飯事です。中には、今言ったように「法令や条例に基づいて公務員は仕事をするんですよ」という話をしたときに、「勝元さんに言われるまで知りませんでした」という職員の方々も実際おられました。こういう状態は正直、全く行政、自治体としての体をなしていないと言わざるを得ません。

そうした公務員の必須条件である法令遵守の意識、法的知識、あるいは法務能力がないという部分につきましては、若手職員よりも特に管理職を含む40代以上のベテラン職員になるほど顕著に見られると、私は日ごろ見て思っております。いくら優秀な若手職員の方々が入ってこられても、組織で働く以上、上司の命令には逆らえません。また、上司が尊敬できる方であれば部下のモチベーションも下がり、結局職員全体の質の低下を招いて、それが住民全体に還元されるということにもつながります。

そこで、質問です。以前、私が開示請求してみたところ、若手職員以外の法務研修をした実績はありませんでした。今後、若手職員だけではなく、管理職を含む40代以上の職員を対象にした法務研修を重点的に実施すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

ご質問の、40代以上の職員を対象にした法務研修を実施すべきというご質問でございますが、現在、法令に関する研修は自治体職員としてわかっていたきたい法令の基礎知識の習得を図り、法令を意識した職務遂行を目指すということから、基本的には若手職員を中心に行っているというところでございます。しかしながら、個別の法律に関する知識や運用に係る能力などのように、担当部署、職種、職階に応じて必要とする能力の向上や、地方分権の推進に伴い住民に最も身近な市町村の果たす役割が高まる中、住民ニーズに応え、本町の特性を生かしたまちづくり、行財政運営をこれ以上に進めていくということからも、今後、中堅以上の職員に対しましても、法務能力の向上等に向けた研修を積極

的に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

10番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

勝元議員。

10番（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。そうした法務研修につきましては、具体的にどういった検討を今なされているのかわかりませんが、例えば大阪府庁の法務研修に参加させてもらうとか、いくらでも方法はあると思います。また、私のほうも、先日も総務課長のほうとも少しお話をさせていただきましたけれども、今後、議員と本町職員を対象に一から、基本の「キ」の以前のところから行政に関する法的知識を身につけられるような勉強会を企画していきたいとも考えております。ベテラン職員の皆様も、知らないことを恥ずかしいと思わずにどんどん参加していただきたいと思います。

私としましては、議員とか職員とか関係なく、みんなで一緒になってレベルアップを図ればよいと思っております。それが質の高い行政サービスの提供につながり、結果的に住民に還元されることにつながりますので、理事者の皆様方にはぜひ職員の能力、質の向上に努めていただきたいということを最後をお願いいたしまして、私の一般質問をこれで終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

議長（杉原 健士議員）

以上で、勝元由佳子議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

議事の都合によりまして暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

（「午前11時47分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

午前中に勝元議員の質問の中で、違法か合法か二者択一ということで、会計管理者のほうからお答えがあったと思うんですけども、その点につきまして、これは一般論的な話といたしましても、実際そういったケースのあった場合に、個別な状況によって必ずしも違法とまではいかないというような場合もございますので、一概に違法か合法かというような判断はできませんので。ただ、もし結果として違うところに入ったとしても、それは違法までは行かずに、事務上確認を怠ったといえますか、事務処理する中で不適切な処理があったということでございますので、必ずしも違法か合法かというふうに二者択一で判断できるものではございませんので、ちょっとそこ、違法と言うたことについては答弁を訂正させていただきます。

議長（杉原 健士議員）

それでは、引き続き一般質問、和田善臣議員の発言を許します。

2番（和田 善臣議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

2番、呈祥会の和田善臣でございます。文化会館の運営について、4点ほど聞いてみたいと思います。

まず、職員の加配についてお聞きします。加配という言葉をごここで使うのは疑問符がつくと思います。本来は増員と言うべきだと承知していますが、今回はあえて加配という言葉を使わせていただきます。

今、学校の教育現場では、いじめや体罰、ひきこもり、学力の低下など多くの課題を抱えています。急速な社会環境の変化の中で、その解決を全て学校に依存するのは酷な話だと考えています。また、学校、家庭、地域の連携を密にして云々は、言うのは簡単ですが、これだけ核家族化に代表されるように個人化が進んだ今日、行政としてどのようにその環境づくりをするのか、あるいは対策を講じるか、大きな課題であると認識しております。

その意味から、戦後すぐの荒廃した中で公民館に求められた役割は大きかったと思いますが、今の時代はその当時と同じくらいか、それ以上、公民館の役割が重要になったと考えています。加えて、インターネットを初めICT技術が急速に進展した中で、町民の教育活動の拠点である公民館の仕事は、広範、多岐にわたると想像できます。その意味で、専任の館長、また教育に精通した学校教諭などの専門職の加配を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

専任の館長や専門職の加配につきましては、現在の職員数から見ましても難しいところではございますが、専門職につきましては、文化会館の職員1名を今年度、大阪教育大学で実施されます社会教育主事講習へ延べ16日間派遣し、専門的資格を習得する予定としておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（和田 善臣議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

今、答弁の中で社会教育主事講習へ1人派遣していただく、このことは非常に結構なことだと思えます。ただ、その派遣される職員は正職員の方でしょうか。

また、近年は、さきに述べたように、戦後すぐの公民館は非常に重要な施設でした。それから長い時代を経て、今、公民館は第2ステージの時代に入ったと感じています。行政は、乳幼児医療や保育、幼児教育、家庭教育学級など、それらを通じて健やかに子どもを育てていくのを支援する義務があります。そうして大切に育てた子どもを小学校に入学させる。家庭の役割、あるいは地域コミュニティが正しく機能してこそ、学校は初めて本来の学校教育が実現できます。これができれば、教育現場の先生方には大きな支援になると考えられます。当然、いじめや暴力事件が減り、引きこもりもいい結果が期待できます。中でも特に家庭教育における正しいしつけがキーワードだと強く感じるところです。家庭や地域の教育力が充実するために、せめて教員経験があるような専門職員の増員をお願いしたいと思います。

以上、2点についてお答え願います。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

1点目の、派遣される職員は正職員であるのかというご質問でございますが、派遣する職員につきましては正職員でございます。

2点目の、教員経験があるような専門職の増員はできないのかのご質問でございますが、先ほどもご答弁させていただきましたが、増員につきましては、現在の職員数から見ましても大変難しいところでございますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

私は、現在の教育環境を見るとき、公民館あるいは生涯学習センターの活動が活発になると考えています。というより、活発にならなくてはいけないと信じている者です。この件については、また継続して考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、公民館運営審議会及び図書館運営協議会開催についてお聞きいたします。公民館運営審議会の開催については、昨年の6月にも同じ質問をさせていただきました。ことし、職員の人事異動があり、また開催の動きもないようですので、再度質問させていただきます。

平成11年に社会教育法で同審議会は、置かなければならないという必置規定から、置くことができるという任意設置に緩和されました。とはいえ、公民館事業の年間の計画や方針などを決定する諮問機関です。これを長年開催していません。どういった事情で開催していないのか、お聞きいたします。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

公民館運営審議会は、毎年、事業報告のみの形式で終わっているということで、現在休止したということで聞き及んでいます。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

確かに、公民館のできた当時、あれは昭和60年でしたかね、その当時は活発な意見交換がありました。ただ、委員さんのメンバーがあまり変わらない、あるいは専門性がないということもあって、その後はあまりその委員さんのほうからはいい意見が出ませんでした。それは事実でございます。ただ、この審議会を始める前に、前もって委員さんにいい提案がないかどうか、そういったことを投げかけて、それから開いたら、いい意見も出てくるんじゃないかと考えております。

今、我が国を取り巻く環境は、さきにも言ったように、政治、経済、教育、国際問題、環境問題と、いずれの分野を取り上げてても難題が山積されています。もとより資源がない中で、それらを解決するのは人材を育てるしか方法はないと考えています。教育の充実を図る。繰り返しますが、そのために義務教育、学校教育の充実と社会教育が正しく機能し

て初めてより多くの優秀な人材を育てることができます。

その意味から、公民館運営審議会は、少なくとも2年から3年に一度は開催し、広く委員から意見を聞くようお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

休止した理由が、定期的な報告ということでありましたので、再開につきましては、住民ニーズの把握や、例えば運営方法の見直しなど課題を検討する前に、目的を持って開催してまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

それでは、今、部長が答えられたように、よろしくお願いしたいと思います。

次に、3番目に働く婦人の家の存続の可否、また改称のお考えはないかということでございます。これも6年ほど前に聞いた覚えがございます。

本町の働く婦人の家は昭和60年の開館で、既に建設時の補助金に係る縛りはなくなっています。また現在、大阪府下の働く婦人の家は本町の1館のみとなっています。加えて、本町では出先の主な施設は、この働く婦人の家と図書館、公民館の3施設の複合施設である文化会館と、総合福祉センター、あるいは老人いこいの家、それくらいだと思っております。決して多くはない町有施設に「働く婦人の家」と、使用できるのは女性に限定されると解釈するような名称を残すのはいかがなものかと考えるところでございます。

例えば、子育て世帯を対象に〇〇の講座を開催いたしますと。その場合、その講座開催の周知を図るため、主催、忠岡町働く婦人の家、場所、忠岡町働く婦人の家、あるいはお問い合わせも忠岡町働く婦人の家と、町広報紙で受講者を募っても、これは女の人対象の事業と思う人は少なくはないと容易に推測できます。本町の少ない施設の裾野を広げ、利用者の拡大、事業展開をより豊かなものにすることが肝要だと考えるところです。

そこで、質問いたします。今、述べた観点から、働く婦人の家を今後も運営していくのか、名称を変更する予定はないのか、お尋ねいたします。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

働く婦人の家の存続につきましては、勤労婦人、勤労者家庭の主婦等の福祉の増進、また日常生活の向上を図るために設置しており、現在、働く婦人の家条例規則に基づき事業を展開しておりますので、今後も継続してまいりたいと考えています。また、改称につきましても、現在のところ予定していないところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2 番（和田 善臣議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2 番（和田 善臣議員）

ありがとうございます。ただ、私の質問が間違っていたのか、今答弁されたことが正解なのかは、これはわかりません。また、建設当時の当施設の設置目的をそのまま引用しているのですから、今のご答弁に間違いはありません。しかし、同時に私の気持ちに届いてこないのも事実です。改称についても、なぜ改定を予定しないのか、するつもりがないのかの説明がなされていません。したがって、そちらの考えがさっぱり私にはわかりません。変えない理由を説明いただけるのであれば、ご答弁をお願いいたします。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

変えない理由は特にございませんが、今のところ改称、早急に変える理由も見当たりませんので、改称は考えてないということでございます。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2 番（和田 善臣議員）

名称等を変える理由はないということですが、私が今申し上げたことが十分理由になると思うんですけれども、そういった変える必要がない、あるいは例えば公民館と1つのものにしてしまう、そういったことを考えられないというのであれば、私はこの件については不作為であると警鐘を鳴らして、本質問を終わります。

次に、4 番目の定期講座を開設していただきたい。特に家庭教育面、これは親、子ども、祖父母などを対象にした講座になると思うんですけれども、これにも新たな一步を考慮していただきたいと考えております。

雑な表現から入りますけれども、仮に学校以外のというか、学校以外での教育活動は全て社会教育、家庭教育に属すると定義すると、小学校に入学するまでの家族、地域が幼児

期の子どもに与える影響ははかり知れないほど大きいと考えています。これはさきにも言ったものとよく似た内容になるんですけれども、挨拶に始まり、行儀作法、してはいけないこと、相手を思いやる心を育む、私はこれらのことを一定身につけることを、しつけにあると考えています。

また、このしつけが教育の原点、言いかえれば教育の基礎、土台となる一番大事なものだと考えています。この場合、お父さん、お母さん、祖父母、近所のおばさん、おじさん、この方々は幼児にとって全部先生なのです。というより、先生だったのですと過去形に表現するほうが今の時代、適切かもしれません。残念なことに、今言った祖父母、近所のおばちゃんの存在は、核家族という都市形態の家族の増加とともに、どこかへ消えてしまったような気がいたします。また、地域コミュニティにおいても個人化が進み、家族を取り巻く環境は激変しました。言いかえれば、幼い子どもの成長に不可欠だった方々や地域の温かい教育の機会が激減したと考えていいと思考しているところです。だめを押しませんが、そのような中でも正しいしつけをするのは両親であり、祖父母の責任です。言いかえれば家庭の役割です。

話はちょっとそれますけれども、本町でも世帯数はわずかですがふえ、人口は減少するといった傾向が続いています。要するに、核家族化がまだ進み続けています。このような状況下、行政は以前より子育て支援を強化しなければなりません。子育て支援というと、すぐ保育所や幼稚園、最近では認定こども園などの増設、拡充が頭に浮かんでまいります。もちろん言うまでもなく、これらの施設は重要ですし、なくてはならない施設であることは言うまでもありません。

ただ、近年、若干の疑問も感じています。2年余り前に大きな話題となった「保育所落ちた、日本死ね」というブログへの投稿がありました。ブログを書いた人から見れば、その腹立たしい気持ちは理解できます。しかしながら、反対の立場から見ると、彼女が働いている間、少なくとも我が子を誰かに見守ってもらっているのです。いくらインパクトが強いとはいえ、「日本死ね」のフレーズといいますか、その真意は私にはわかりかねます。現代の日本では、自分の考えを主張するのはうまくなりました。反面、相手の考えや気持ちを酌むことは下手になってしまっています。これは子どものころから自分の考えを相手に伝えることを重視し、相手の話を聞くことを二の次にしてきた結果であり、ある意味、負の遺産であると思います。

それを補正するために、公民館で定期講座を開設していただきたいと思います。特に、どうすれば正しい子どものしつけができるのかをテーマとした家庭教育学級を中心にして、日本の伝統文化である俳句、短歌、川柳、華道、茶道等々をも継続的な講座に組んでいただきたい。これらの講座は6年前までは17ほど開講していましたが、当時の教育長は、財政再建の意味もあり、所期の目的は達したということで定期講座を廃止する方針を打ち出しました。言うまでもなく教育活動は継続しなければ消失してしまいます。私は強

く反対しましたがけれども、聞き入れてもらえませんでした。結果、本町の社会教育を半世紀以上も支え、リードしてきた俳句や他の2つほどの科目に後退が見られ、昨年の6月でもこれらの再開をお願いしたいところです。

今回、冒頭でも述べたとおり、ICT技術の目を見張る進展がある今の時代こそ、人の心を癒し、優しい気持ち、また四季折々の香りがわかるなど五感を育てるこれらの伝統文化を絶やさないためにもお願いしたいが、いかがでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

定期講座につきましては、日本語読み書き教室の実施のみとなっており、今後も1年を通した定期講座の開催は予算的にも難しいものがございますが、住民の多様な生涯学習ニーズとライフスタイルに対応した講座を四、五回のシリーズとして実施してまいりたいと考えております。

家庭教育にかかわる講座としましては、現在までに「親子で学ぶ！おこづかいの使い方」や「こどもの成長を育むお片付け」などの講座も実施してきておりますので、今後も伝統文化や魅力ある講座の実施に向け努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

私は、これらは学校教育に準ずるような定型的な教育活動が不可欠だと考えています。単発の講座で解決できるものではありません。例えば、教育基本法でも、小学校の道徳の時間を見てもわかるように、年間35時間、週1回の時間が確保されています。このことから、それは明確であると考えております。

また、お金の問題も出ましたけれども、文化会館の予算はほとんど管理費が占めております。肝心の講座を開講するための報償費、いわゆる講師謝礼ですかね、それが100万円足らずになっています。これは仏つくって魂入れずと同じです。また、町長の言われる文教都市にふさわしい施策をお願いしたい。公共料金や税金は上がる一方で、実質賃金も一向に上がらない中、せめて文化面だけでも町民に還元していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

予算の確保につきましては、財政的にも非常に厳しいものがございますが、今年度、専門的な知識を習得するため、職員を研修に参加させておりますので、その中で今後、住民皆様方に対しまして充実した講座が開催できるよう努力してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

財政が乏しい、財源がないということで、通年の講座、定期的な講座を開講するのは難しいということがございますが、何回も言いますけれども、今答弁された単発の講座1つでしたかね、家庭教育学級、それではとても文化の向上、あるいは公民館の活性化は図れません。

私が言っている定期的な講座を仮に10ぐらい開講するとしましても、講師謝礼は200万もあつたら足るんです。わずか200万です。それで将来を担う子どもの情操教育、あるいは社会活動が活発になるのであれば、それくらいは安いものではないでしょうか。

また、教育基本法の中でも、教育の目標として5項目挙げております。5項目めでしたかね、そこに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」とうたわれています。いま一度熟慮され、よい答えをいただきたいと思うが、いかがでしょうか。教育長にその辺、考え方を願いたします。

議長（杉原 健士議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員おっしゃっていただきました我々の、我が国の子どもたちを取り巻くさまざまな課題というのは、非常に奥深い、どの角度からアプローチしてもなかなか改善できないような非常に深い課題があるというのは認識を同じくしているところでございます。

私どもといたしましては、そのさまざまな子どもたちの課題を解決していくというところで、1つは一点重視でいくのか、広く子どもたちのさまざまな部分、いろんなさまざまな部分が子どもに還元されるようなベーシックな部分からいくのかという、その部分で議員と少し考えが異なるのかなという部分でございます。

ただ、議員お示しの家庭教育の重大さ、重要さというのは、私ども教育部門だけでなく町全体で共有しているところでございます。その辺に関しましては、学校教育、家庭教育というのは車の車輪の両輪でございますので、どちらかが大きくなっても真っすぐ進まない、曲がってしまう部分でございますので、そこは今後、お示しの部分を参考にしながら

施策の遂行に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（杉原 健士議員）

和田議員。

2番（和田 善臣議員）

ありがとうございます。結構な話を聞かせていただきました。そうですね、この今言った200万の予算もつけられない、これはちょっと私、首をかしげるんですけれどもね。一番大事な子どものために、「子どもは宝」と言いますよね。その宝を磨くためのお金なんですよ。光らすためのお金なんですよ。安いもんですわ。どうかひとつこの点お含みいただき、今後よろしくお願ひしたいと思います。これについては、継続的に議論してまいりたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

以上で、和田善臣議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、北村 孝議員の発言を許します。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

3番、公明党の北村でございます。一般質問をさせていただきます。

まず初めに、防災、減災対策についてお伺ひいたします。

平成は、大規模災害が相次ぎました。その教訓を踏まえ、令和という新しい時代には、防災、減災を政治の柱として取り組む必要があると考えます。冒頭に町長からも挨拶の中でありましたように、一昨日も新潟、山形で震度6強の地震で被害に遭ったところであります。災害大国とさえ言われる日本にあって、災害への備えに漏れがないか常にチェックし、対策を磨き上げていく姿勢が行政には欠かせない。とりわけ住民に最も身近な市町村によるきめ細かい対策が重要であると思ひます。

しかし、実際には思うように進んでいない面があるようであります。内閣府によると、2013年成立の国土強靱化基本法で努力規定となっている国土強靱化地域計画について、都道府県は全て策定しているが、市町村は5月1日現在で111市区町村にとどまっております。全体のわずか6%にすぎないと聞きます。国土強靱化地域計画は、人命の保護を初め行政機能や産業活動の維持などを柱に、想定される自然災害によるリスクに対し、それぞれの地域のどこが強く、どこが弱いのかを洗い出し、その上で自主防災組織の

組織率や、利用者が多い建築物の耐震化率など具体的な取り組みを数値目標で示すものがあります。

過去の大規模自然災害は、発生するたびに長期間かけて復旧、復興を図る事後的な対策を繰り返してきました。いかなる災害が発生しても、最悪の事態に陥ることを防ぐためには、地域社会の基盤を強化していくことが重要であります。国土強靱化地域計画を策定する最も大きな意義も、この点にあるかと思えます。

策定作業の取り組みがおくれている理由の1つとして、人手、ノウハウの不足が主であることは聞いております。その上で、住民の生命と財産を守る取り組みを加速させる行政の責務として、本町では今後どう検討され、どう取り組んでいかれるのか、お聞かせ願います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

国土強靱化についての取り組みでございますが、平成23年3月に、我が国は東日本大震災において未曾有の大災害を経験したところでございます。この教訓を踏まえまして、強くしなやかな国民生活の実現を図るための国土強靱化基本法というのが制定されました。

国土強靱化は、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥らないよう強靱な行政機能や地域社会、また地域経済を事前につくり上げていこうとするもので、国土強靱化基本計画においても、いかなる災害が発生しようとも人命の保護が図られ、また重要な機能が致命的な障がいを受けず維持され、被害の最小化、迅速な復旧、復興が基本目標とされているところでございます。

また、国土強靱化地域計画については、現在策定に当たり、義務規定にはなっておりますが、先ほど説明させていただいた国土強靱化の基本目標から、本町においても必要性というものについては十分認識しておるものの、大阪府を初め関係団体との調整であったり、地域防災計画、それから国民保護計画、業務継続計画など多くの計画との整合性の確認や見直しなどの事務作業がかなり多く、府内でもまだまだ策定団体が少ない状況でございます。

本町といたしましては、引き続き情報収集に努めまして、今後、府や近隣市町の状況を見ながら取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

今、ご答弁の中に、府内でもまだまだ策定団体が少ないですと。ちなみに、大阪府下と
いますか、泉州地域で策定されているところがありますか。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

泉州地域では泉佐野市さんが策定済みと聞いております。また、府内では、もちろん大
阪府、大阪市、堺市、それから今の泉佐野市、4団体が策定済みと。また、現在策定中の
団体が、豊中市、東大阪市が策定中であるというふうにお伺いしております。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

泉州地域でも泉佐野が策定しているということで、比較的近くにあるということで、こ
ういったところの、策定しているところの情報の収集もしながら、今後取り組んでいって
いただければと思います。

南海トラフ巨大地震のように、広範囲の被害が想定されるケースに備え、複数の市町村
が協議会を設けて共同策定することもできると伺っております。また、国においても、こ
ういったところのガイドライン等もあるみたいで、そういったことの情報収集しながら、
あらゆる情報収集、情報の周知の徹底を求めて取り組んでいただきたいと、こ
う思います。これについては以上で終わります。

次の質問に移ります。災害時に備えた備蓄品についてお伺いたします。この質問につ
いては、本年の予算委員会で少し触れさせていただいたかなと、こう記憶しております。

災害時に役立つ乳幼児用液体ミルクの製造、販売が解禁され、本年3月から店頭販売が
始まりました。この液体ミルクは、母乳に近い栄養素が含まれ、常温で約半年から1年間
保存できる。粉ミルクと比べ1杯当たりの価格は割高になるものの、お湯の確保が難しい
災害発生時でも乳児に飲ませることができることから、災害時の活用などに注目が集まっ
ております。

早くから欧米では普及していましたが、日本では2016年4月に起きた熊本地震の際
に、フィンランドから寄せられた支援物資の中にあり、避難所などで赤ちゃん連れの母親
らに喜ばれたところがございます。清潔な水や燃料の確保が難しい災害時には、赤ちゃん
の命をつなぐ貴重な栄養源になる液体ミルクを災害用備蓄として積極的な活用を進めるべ
きと考えますが、答弁を求めます。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

液体ミルクについては、2018年8月から国内での製造、販売が可能となり、ことしの3月からドラッグストア等でも本格的に販売が始まったというふうに報道されているところでございます。液体ミルクのメリットといたしましては、先ほど議員のご質問にあつたとおり、開封後すぐに授乳できる、また、災害時に水がなくてもミルクをあげることができることから、非常に注目度が高いものとなっているというふうに我々も認識しているところでございます。一方、デメリットといたしまして、価格が高い、また粉ミルクと比べまして賞味期限が短いというふうな意見もあるというふうに聞き及んでいるところでございます。

本町におきましては、現在、備蓄物資といたしまして、大阪府と共同で本町での必要数である粉ミルクを38人分、3日間分を備蓄しております。この粉ミルクについては、毎年年度末に購入し、備蓄していた分については保育所で使用しているところでございます。災害発生時という緊急事態においては、水やお湯の入手が困難な場合も想定できるものの、価格面におきましては若干検討も必要でございますので、液体ミルクの備蓄にしましては、今後十分研究させていただきまして進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

私も質問の中にありまして、また答弁の中にも、リスクと云ったら価格が高いということにあります。しかしながら、なるほど粉ミルクよりは高いんでしょう、1杯分の当たりが。しかしながら、この大きな災害時に高いからといって、すぐに、例えば普通でしたら、粉ミルクでしたら、お湯を入れて、それをまた冷ましてという手間もありませんし、常温で紙パック、2社の企業が今のところ販売しているみたいですけど、紙パックの場合は6カ月と、スチール缶の場合は1年間、保存が常温でできるということを聞いております。

今、答弁の中にもありましたが、粉ミルクも大体1年ぐらいの保管期間で、あとはその使えるところの保育所等で使用しているというところで、スチール缶でしたら、その期間的には大きな問題がないのかなと、こう思います。

そういったところで、すぐ哺乳瓶に入れるだけで赤ちゃんに栄養が行くというところにあつて、非常に便利なものであると思います。こういったところで、今後この粉ミルクも備蓄品として備蓄しております。これと併用して活用していただけるように取り組んでいただけないかなと、こういうふうに思います。大体3日間ぐらいの備蓄で、その間に各いろんなところから支援物資が入るだろうということで、大体3日間ぐらいの備蓄で

いいのかなというふうにも聞いておりますし、それでなければ粉ミルクと併用して使えるというところで、全てが液体ミルクで備蓄しろということではないので、しっかりと、いい方向で取り組んでいただけたらと思います。

また、違った面で、乳児のいる家庭に液体ミルクのことを知ってもらおうと。こういったことはまだこの4月から販売されたところですから、なかなかご家庭でも知らないお母さん方がいらっしゃるのではないかと、こういうふうに思います。家庭でもいざというときに備えて備蓄してもらえるように、周知、啓発のほうも必要ではないかと思っておりますので、この辺についてもご答弁お願いいたします。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

液体ミルクにつきましては、粉ミルクと比較しても、常温で与えられる点ということで、一定メリットといいますか利点もございますので、また広く啓発という意味もございますので、現在の粉ミルクの備蓄状況なんかも見ながら、一定割合併用して備蓄していくというようなことについても、ちょっと検討してまいりたいなと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

液体ミルクを備蓄するという行政もふえてきているようであります。この4月からの販売ですから、これからかなと。そのスピード感を持って、赤ちゃんの生命を守るといいますか、そういったところにとって、忠岡町でも、泉州地域でもなかなかこの液体ミルクを取り入れているところはまだないのかと思いますけども、まずもって本町が先に取り組んでいくというところの姿勢が大事ではないかと、こう思いますので、今後前向きな形で検討していただければありがたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

議長（杉原 健士議員）

以上で、北村 孝議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

1 1 番（河野 隆子議員）

1 1 番、日本共産党、河野隆子です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず最初が、教科書問題です。小学校では2020年から、中学校は2021年より新学習指導要領が全面実施されます。昨年2018年4月から小学校3年生からも外国語活動を導入、そして道徳の教科化も、移行期間中から先行実施されております。

新学習指導要領の特徴は、1つは小学校3年生から6年生が、今より1週間当たり1時間の授業増となることです。3年生は今の4年生から6年生並みの年間980時間、小学校4年生から中学校、高校並みの年間1,015時間になります。英語が3・4年生には外国語活動、5・6年生には教科として外国語が上乘せされるからであります。極限を超えた詰め込み教育がされようとしております。覚える英語が教科になり、アルファベット、単語、文型など、これまで中学校から学習していた内容が5・6年生におりてきます。

また、道徳が教科化され、価値内容を学習指導要領に規定することで、価値観を国が決めることが可能になり、特定の価値観を国が押しつけることにつながるのではないかと心配されています。

今、教育委員会では、5月31日から7月3日まで、そして図書館では6月1日から7月3日まで教科書の展示がされております。小学校では全教科が変わります。社会科の教科書の中には、安倍首相の写真入りの改憲議論の呼びかけと大きく載った新聞記事が載せられています。現在、憲法審査会なども閉会状態であり、国民の中の改正の議論などない中で先取りの記述です。安倍首相の写真を載せることで、教育に政治家を介入させることになるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。今回初めて登場しました英語教科書は、7社から発行されております。英語を早く始めて、ローマ字とごっちゃにならないか、また、教える小学校の先生側も、英語の免許を持つ教員は5%と言われております。文科省の計画では、英語教育推進リーダーが国の研修を受けて、そのリーダーが各校1名の中核教員を指導、その中核教員が校内でほかの教員に教えるということになっております。本町では、先生の確保はどう考えておられるのでしょうか、教育理事よりご答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

ご答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、採択がえとなる来年度使用の小学校教科書と現行の中学校教科書を現在、教育委員会内の泉北郡教科書センター及び町立図書館において展示しております。

す。その中には、来年度から教科となる小学校5・6年生の英語の教科書も展示しております。

次年度から実施されます新学習指導要領に掲げられた目標を達成できるように、現在、町で雇用しておりますALTを小学校3・4年生の授業にチームティーチングとして週3回配置し、また、府の加配を活用して、小・中連携教科指導として中学校の英語教員が小学校5・6年の授業を週1回行うなどの工夫をいたしております。

今後も、子どもたちの学習意欲を高める楽しい英語の授業を目指して実施してまいりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

教職員の長時間過密労働が今、大きな問題になっております。教職員のゆとりと健康あってこそその子どもの成長、発達です。子どもたち1人1人にしっかり寄り添い、教育本来の仕事が詰め込み、詰め込みの授業で、しかも5・6年に英語は正式教科となり、子どもの負担感も、また教える側の難しさも大いに増大するのではないかというふうに心配します。

そこで、今ご答弁がありましたように、中学校の先生が小学校で教えるといった答弁だったと思うんですが、そうしますことによって、今度は中学校のほうで講師を雇ってくると、そういった形になるのではないのでしょうかということをご答弁願いたいというふうに思います。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

今ご質問いただきました小・中連携教科指導としての中学校の英語教員につきましては、府のほうから加配の1名をいただいておりますので、中学校のほうは英語の教員のほうがございますので、そのような形になっております。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

英語を早く始めて効果が出るという、こういった学問的な検証はないようであります。詰め込むなどで英語嫌いな子どもたちができるのではないかということが心配されている

わけなんです、やはり懇切丁寧な工夫が必要であるというふうに思いますので、このことについても一度答弁お願いできますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

まず、3・4年生につきましては、今ご質問いただいたように、外国語にまずなれ親しんで、学習への動機づけを高めることが大切と認識しておりますし、5・6年生につきましても、中学校への連携を考えたものということで、子どもたちにとって楽しい英語であるという英語の授業を目指して、今後、実施してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

まずは母国語をしっかりと覚えると、そういったことが大切であるかというふうに私は思います。

次に、道徳についてであります、道徳は2018年から小学校で教科化されております。特別の教科道徳の教科書は、2年前と同じで8社が検定を申請し、全て合格しております。そこで、1年生の道徳の教科書に「かぼちやのつる」のお話があります。カボチャが蜂やチョウなどにとめられるのも構わず、道路につるを延ばして、トラックにひかれて痛くて泣いてしまうと、こういったお話でございます。教科書とセットになった道徳ノートそのまま使って授業をする場合がございます。「かぼちやのつる」の授業では、先生がわがまはやめようと、このように板書きをする。わがまをどうやめるか、やめさせるかを話して、最後にかぼちやさんに言ってあげることを書きましよう、ワークシートに書かせるということでもあります。

多くの子どもは、わがまましていたからこうなってしまった、わがまましたらだめだと書くんですが、今度やったら俺がやっつけてやると、やっつけ側に転換した子も出てきたそうでございます。はみ出たものはやっつける、わがまは許さないという教科どおりの結果が出てきています。そんな道徳の授業をやればやるほど、排他的で不寛容な感情を子どもから引き出してしまうのではないかというふうに思うわけなんです、こうした教科書に沿って徳目を教え込むのは大きな問題だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

道徳につきましては、議員お示しのとおり、平成30年から教科化されており、現在、各小学校におきまして教科書を用いて授業を実施しているところでございます。また、先ほども申しましたとおり、今年度は来年度から小学校において使用される道徳も含めた全教科の教科書を新たに採択することとなっております。

議員もご承知のとおり、教科書につきましては、全ての教科において文部科学省の検定を通過した教科書の中から採択することとなっております。本町教育委員会としましては、静ひつな環境のもと検定を通過した8社の中から、本町の子どもたちにとって最もふさわしい教科書を採択すべく、業務を進めてまいり所存でございます。ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

文科省の検定を通過したもの、それが全てではございますけれども、例えばオリンピック、パラリンピックと関連させて、国旗、国歌を扱ったものなども掲載されています。1999年には、日の丸が日本の国旗であり、日本が平和で豊かであることを願った「君が代」が日本の国歌であると法律で定められたと、こういうふうに書かれている教科書もあるんですね。

で、「君が代」という歌は1,000年以上前の作品で、作者の意に反しています。そこで、明治以降、天皇の統治をたたえる歌という意味づけとして、つまり天皇統治は永久であれという歌でございます。解釈で日本が平和で豊かな社会を望むというようなことは全く審議されていないんです。また、日の丸は、日本が中国を初めアジア諸国を侵略したときの侵略戦争の旗印として使った旗であります。前の大戦でドイツやイタリアは、この侵略戦争で使った旗は、戦後、国旗を変えています。変えていないのは日本だけあります。このように憲法の国民主義の原則とは全く両立しないということでございます。

もし道徳教育が学校で成り立つとするならば、憲法に基づく教育でなければならないのではないのでしょうか。個人の尊厳を前提に憲法が求めている国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を学ぶことが大切であるというふうに思います。子どもたちが複数の異なった意見を持つことができるように持って行ってほしいと思います。

子どもたちは賢いですから、正解を先回りします。でも、子どもが本当に思っているのではなくて、先生が正解だと思っていることを見抜いているというだけであります。というこのような最悪の授業はやらないでもらいたい。権力に忖度せず、目の前の子どもたちを見ながら主体性を生かして、道徳の授業は生かしてほしいというふうに思いますが、い

かがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

道徳につきましては、自分自身のこととして多面的、多角的に考え、議論していく、考え、議論する道徳へと転換することが求められておりますので、特定の価値観を押しつけるものではないと認識しておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

そこでなんですが、教育委員会の会議で、教科書の採択をする委員会の傍聴の定員についてでありますけれども、お聞きするところによると、委員会の始まる30分前から15分前までに来ること、そして定員は15人であるということであります。オーバーすると抽せんです。今まで抽せん漏れして傍聴ができなかった方がおられました。ということで、他市では決めていた定員がオーバーしても、そこは柔軟に対応されているようです。

今回の採択では、全教科でありますから、教科書発行の会社も多数来ることが予想されます。1人でも多くの住民が参加できるように、この定数に限りましては条例でなく規則であるというふうにお聞きしておりますので、すぐにでも定員をふやすことができるのではないかと思います。これについてはいかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

定例の教育委員会会議の傍聴定員は5人ですが、教科書採択に係る教育委員会会議におきましては、平成27年度から特別に15人とさせていただいております。今後、他市町村の状況等について調査をし、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

他市はやっぱり、市ではありますけれども、70人とか、そういった多数の人数が傍聴

に入れるようです。そして、会場のほうも、この本庁の3階ですので、十分場所のほうはあるというふうに思いますので、今回この採択ですね、7月か8月に行われると思いますので、すぐにでも定員をふやすということは検討していただきたいというふうに思います。

そして、次の質問に移ります。介護用品支給事業についてでございます。本町では、支給対象者は、本人ではなく介護をしている家族に対して、紙おむつや使い捨て手袋などの費用として、月6,250円支給しています。なぜ本人が対象にならないのか、これまで他市のケースを紹介させていただきました。近隣を調べてみても、泉大津市、和泉市、岸和田、貝塚、支給事業の対象者は本人です。本町の介護用品支給事業の目的は、高齢者を介護している家族等のさまざまなニーズに応じて対応し、各種介護用品等を支給することによって、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図るという目的とされています。

では、家族のいない高齢者のニーズはどうなんでしょうか。近くに家族がいないおひとり暮らしの高齢者ほど町として応援していくべきではないでしょうか。いかがお考えでしょうか、担当部長より答弁お願いしたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、ただいま議員仰せのとおり、本町の介護用品支給事業の目的は、高齢者を介護している家族のさまざまなニーズに対応し、各種介護用品等を支給することにより、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的としております。

本事業の趣旨は、要介護高齢者が今まで住み慣れたご自宅で生活をして、引き続き家族の方に介護を受けながら在宅生活を送れるよう、その家族に対する支援でございます。財源が確保される間、本制度の維持、継続に努めてまいりたい所存でございますので、何とぞよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

先ほども申しましたように、どこの自治体も対象者は本人であるのに、なぜ本町は家族が対象なんでしょうか。進んでいるところでは、堺市や貝塚市などは病院に入院しても本人におむつ代の助成制度がございます。誰もが介護を受けなくて生活していくことは望んでおられます。しかしながら、介護を受けざるを得ない、サ高住などに入居しないと生活

できないというひとり暮らしの方、家族が近くにいない高齢者、そういった方こそ手厚い制度、支援が要るのではないのでしょうか。

そこで、この介護用品支給事業をするに当たって、1年間の全金額は、昨年度幾らぐらいかかっておりますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

昨年度の決算見込み、平成30年の決算見込みでございますが、378件の、金額的には234万5,000円の金額でございます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

1年間で234万5,000円ということでした。これがひとり暮らしの高齢者に支給されたとして、町の財政が逼迫するような金額になるのでしょうか。

昨年3月に本町は忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2018を策定いたしました。計画の策定に当たっては、元気に生き生きと活動する高齢者の増加とともに、支援や介護が必要になっても安心して暮らしていけるよう、地域ぐるみ、町ぐるみで支え合いと、このようにうたっているわけなんです。町でひとり暮らしで家族がいない高齢者に対して、先ほどの答弁ではあまりにも冷たい施策ではありませんでしょうか。やはり住み慣れた自宅で家族に介護をしてもらって生活すると、そういったことは理想であるかもしれませんが、やはりひとり暮らしの方になるとこの制度の恩恵がないと。それはやっぱり不公平感につながるとお思いますので、費用もそんなに高く、現状ね、これに幾らかかるかわかりませんが、そんなに多くはかからないというふうに思います。予算的にもできる施策ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員のご質問につきまして再度、回答といたしましては同じようなことになるんですけども、現在国の実施要綱におきましても平成26年度に、任意事業において介護用品の支給に係る事業を実施している市町村は、第7期介護保険事業計画期間においては、高齢者の個別の状態を踏まえて適切に用品を支給する取り組みを行っていること、また、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止、縮小に向けた具体的方策を検討していることなどの項目に取り組んでいるということを要件に、実施して差し支えないということ

などが明記されていることなどから、本町は、財政基盤の脆弱が考えられ、議員のおっしゃる対象者の拡大につきましては、大変財政的に難しい状況であると考えられますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

国は縮小していくと、そういった驚きの今答弁がありましたわけなんですけど、やはり忠岡町としてはこの小さな地域でね、高齢者の顔が直接見える自治体でありますから、そこはぜひ見直していただきたいというふうに要望いたします。

そこで、次の質問でありますけど、本町では家族がいらっしゃっても、有料老人ホームやサービスつき高齢者向け住宅、グループホームに入居すると対象にはなりません。そういったことで、家族と同居していても、いろんな事情があつてそういった有料老人ホームとかサ高住、そういったところに入居せざるを得ないと、そういった方には対象外になるということになります。しかしながら、入居費も要り経済的負担も大きいんです。せめて紙おむつだけでも給付すると、そういったことが必要ではないかと思われんですけど、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきましても、国の方針といたしましては縮小の方向という、あるということをごさいまして、現在、先ほど申し上げましたように、平成30年度の決算見込みでは平均利用者が32名の、利用費が234万5,000円という状況で、町負担が19.25%ということと事業を実施しております。

地域支援事業の対象外になろうかということと国が検討されている中で、本町のサービスつき高齢者向け住宅及び有料老人ホームの定員総数は、現在町内にございます施設の中で165名分の部屋数があるということになっております。この方が全て165名がご利用ということになれば、事業費で1,237万5,000円の増ということになりますので、年間お1人7万5,000円ということと上限ということになりますので、165名ということになりますと、その金額となってまいります。したがって対象者の拡大が難しいということとごさいますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

本町の中にそういった部屋数が165名分あるということでありましたけれども、ここは丸々、忠岡町の住民の方が入ると、そういったことはならないと思いますので、単純にちょっとその計算方法はおかしいんじゃないかなというふうに思います。

ちょっとある方の例を挙げますと、田舎から高齢者の母親を引き取った方でございます。家で見てあげたかったということなんですけど、やはり認知が進みましてサ高住に入れられました。そこで費用は、家賃それから水光熱費、管理費、食事代、寝具のレンタル、そして介護保険のサービスですね、その中で受ける。そういった中で1カ月15万3,074円と、かなり高額であります。そこで、おむつやパットはまた別に家族さんが持っていくということで、1カ月2万円を超す費用だということであります。

そういったことで、他市ではその自治体の中、市の中で、サ高住に入った場合はおむつ代だけは支給されていると、そういったことも聞いておりますので、ちょっとなかなか財政が逼迫するということでありましたら、せめて忠岡町の中で移動された方、そういった方にはおむつ代だけでも購入、給付してあげると、そういったことが必要ではないかというふうに思います。最後にご答弁お願いしたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

何度も同じ回答を申し上げることになるんですけども、現在、本町の財政等も苦しい状況でございます。国の制度も縮小ということの方向でございますので、今現在、財源が確保できる間につきましてはこの現在の事業を継続してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

最後にちょっと福祉バスについてお伺いいたします。福祉バスの増便と土曜日の運行再開についてでございます。

町内を運行していますこの福祉バスは、住民の、特に高齢者や障がい者の方にとって病院や買い物、役所や駅までの大事な交通手段になっております。2018年の高齢者の福祉計画のアンケート調査では、いろんな理由で利用していないということが書かれているわけなんですけど、「土日に利用したいが、運行していない」と、こういった意見も述べ

られております。高齢者や障がいのある方が外出しやすい、交通弱者への足の確保、環境づくりを進めることが大事だというふうに思います。社会とのつながりがなくなったりひきこもりを防止するためにも、住民のニーズに沿った運用が必要です。そのためにも増便や土曜日も運行を再開するお考えはないでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

福祉バスの運行に関しましては何度もお質問等をしていただいております。総合福祉センターの利用者の送迎用として運行しているものでありまして、あわせて高齢者等、社会参加を促す目的で町内を巡回しており、土曜日の運行については町の集中改革プランに基づき、経費削減のため総合福祉センターを休館とし、それに伴いバスの運行についても取りやめさせていただきました。

現時点では総合福祉センターの土曜日開館については考えてはおりません。それに伴い、福祉バスの運行につきましてもできないということで、ご理解のほどよろしくお願いたします。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

このバス運行事業の実施要綱ですね、総合福祉センターを起点・終点と、そういうふうにかかれてあるわけなんです。いわば待機場所であって、福祉センターが土曜日休館であるからバスも運行しないと、そういった理由にはならないというふうに思います。もともと福祉センターも、土曜日はあいておりました。それを忠岡町の都合で、財政健全化だという理由で今現在閉めております。

ご存じのように、福祉バスは福祉センターに通う方だけのものではありません。それぞれの目的があって利用されています。土曜日に運行することによってどれぐらいの経費がかかるのか、こういった試算はされておられますでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

土曜日に運行することによりまして必要になる経費というのは、一応試算はしております。金額をお答えしたらよろしいですか。一応、人件費とガソリン代の部分でございますが、年間で50万円程度ということでございます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

年間50万円程度ということのできるのではないかと、なおさら思うわけであります。そういうことで利便性を考えて、右回り、左回りという形での増便も今後必要ではないかというふうに思います。

それで、ちょっとお時間がありませんので次に移るわけなんですけど、福祉バスを利用される方で押し車を持って乗車される方もいらっしゃいます。今現在、本町のバスは補助ステップはございますけど、車椅子などの乗車はできません。スロープ板を備えたノンステップバスは、お隣の泉大津市では運行しております。障がいのある方も利用できる、お出かけを応援するためにもぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

福祉バスの運行につきましては、現状維持ということではさせていただきたいと思いません。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

あとの議案のほうでふるさと忠岡応援寄附金の審議が出ております。その中で、福祉のために使ってくださいと、こういった寄附の金額は約5,600万円だということがございます。それは後ほど審議されるわけなんですけど、愛の福祉基金に積まれるというお考えであるようでございます。福祉の増進のために使ってもらいたいという寄附した人の意向は反映されておられません。それを活用すれば、先ほど申しましたように介護給付の紙おむつ代、そしてこの福祉バスの土曜日の再開や増便、こういった財源はあるというふうに指摘をさせていただきます。この福祉基金に積むのではなくて、今現在の方に使っていくと、そういったお考えはないでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

私の担当部署、健康福祉部の範囲としましては、こちらは決定すること、権限はござい

ませんので、町の財政当局等々と検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

11番（河野 隆子議員）

最後に。

議長（杉原 健士議員）

はい。

11番（河野 隆子議員）

ためるばかりではなくて、やはり今住民が要求していると、そういった要求実現のためにもぜひこれは充てていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（杉原 健士議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

一般質問に先立ちまして、今回、議会の場にて発言をさせていただき立場をいただき、住民の皆様には大変感謝しております。

5番、日本共産党、二家本です。私からは2点質問させていただきます。

まず1つ目は、公私連携幼保連携型こども園についてです。

ことしの4月から公私連携幼保連携型こども園として、ピープル忠岡チャイルドスクールが開園されております。昨今の少子化による人口減少に伴い、未就学児の人口が年々減少しています。忠岡町でも2011年までは未就学児が1,000人を超えていましたが、2019年4月では713人に減少しています。少子化の影響を受け、忠岡小学校区での幼稚園、保育所の幼保一体化事業として、2016年8月に「忠岡町就学前教育・保育に関する基本方針」、2017年3月には「忠岡町幼保一体化推進基本計画」がそれぞれ策定され、同7月に設置運営事業者の募集があり、9月21日に事業者が決定されました。

保護者との意見交換もあまりされない中、パブリックコメント募集が2017年3月に実施され、27件のコメントが寄せられました。しかし、その内容は「周知されていな

い」「民営化が前提」「計画が早過ぎる」という意見がほとんどでした。住民説明会の開催も、2017年5月24日に1回だけ開催されたのみです。

事業者決定後の保護者、事業者、町の三者による協議会も、2018年には初回を含め4回、それと開園直前となる2019年の3月12日に行われ、計5回、どちらかという事業者側都合で三者協議が行われていました。

住民や保護者の声が届きにくい中で、公私連携、幼保連携の設置が進んでいました。

そういった経緯もあり、こども園の運営については保護者から多数の不安が出ております。その中でも安全対策についてですが、4月1日の開園時には、園舎へ入る通用口には園門がなく、シルバーの職員さんが朝の登園時と保育園児の降園時である夕方のみ、警護をしている現状でした。その見守っていただいている職員さんには、現在雨をしのげる守衛室がなく、過酷な状況で現場を見守っています。

また、園舎の入り口も開いている状態が多く、保護者と教員が連絡事項などの話をしている、少し目を離したすきに園舎から園児が出ていき、園舎横の道路まで出ていたとの話も聞いております。一つ間違えば大事故になっていました。三者協議に参加している保護者からの強い要望もあり、ようやく5月の連休明けに、旧保育所で使用していた仮の園門を設置していただきましたが、工事過程中的子どもたちの安全対策としては全くできていない状態です。

そこで質問いたします。今後の安全対策について、町としてどのような監督、指導をしていきますか、お答えください。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

園門につきましては当初より園庭の整備が完了してからの設置予定となっておりますが、保護者から子どもたちが走ってそのまま道路に飛び出る可能性があり危険であるとの指摘もあったことから、簡易な門を設置するとともに、シルバーの安全員についても配置し、安全には配慮しているとのことですので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

今後、町がどういうふうに関与していくかということでございますけれども、三者協議会は以前は議題があれば開催していたところでございますけれども、この4月から毎月開催しておりますので、保護者の意見を聞きながら三者で解決を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

そういう保護者からの強い要望がなかったら、そういう協議会とか開かれてなかったの
で、また、三者協議会に参加されている保護者以外の方の意見というのはなかなか通りに
くいということで、その意見箱についてもどういうふうな形で通していくかというのは、
やはりその保護者会がないとなかなか通りにくいところだと思います。その意見箱のほう
も、保護者のさきの要望もありまして、見やすいところに設置されているということで話
を伺っております。今後ともそういう形できっちり指導はしていただきたいと思います
です。

次の質問に移ります。園庭の完成が当初予定では7月末でしたが、10月中旬に延期さ
れている件です。園庭での外遊びは、未就学児の成長過程の中で重要な位置を示していま
す。体力・運動能力の向上、将来における生活習慣病のリスク回避をする健康的な体の育
成、たくさんのお友達と群れて遊ぶ中で、友達同士でのルールをつくり、コミュニケーション
能力を身につけ、協調性を高めるほか、さまざまな効果があると言われていました。

その外遊びが旧保育所の児童では昨年6月からの工事により、制限されています。保育
士さんの努力・工夫で、工事中の狭い園庭ではありますが、外遊びが全くできない状態は
何とか回避してくださっています。新年度を迎え、園庭は当初予定ではことし7月には完
成し、8月には子どもたちが新しい園庭で思いっきり楽しむ姿が楽しみでした。

しかし、先ほどもありました三者協議会の中での報告が、ことし4月24日には園庭の
完成が9月初旬、5月17日の三者協議では10月中旬まで延期との報告がありました。
10月中旬の完成となると、旧保育所の園児たちは1年4カ月もの間、外遊びに制限がか
かっていることとなります。また、子どもたちとその保護者が楽しみにしていた夕涼み会
や運動会などの保護者参加の行事も、内容を変更したものになると思われま

す。そんな中ですが、昨日、6月19日にようやく園庭工事の内容についての案内が保護者
に届きました。その内容を読ませていただきます。

「保護者各位、2019年6月19日、社会福祉法人光生会。公私連携幼保連携型認定
こども園ピープル忠岡チャイルドスクール、松井建設株式会社、お知らせとお願い。平素
は当園の運営においてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。このたびは旧
園舎の解体に時間がかかり、園庭の完成が10月下旬に延期されることとなり、多大なご
迷惑とご心配をおかけしております。旧園舎の資材の中にアスベストが含まれており、そ
の対策工事の必要性は当初から認識しておりましたが、解体に入る前に再度光生会と請負
業者との間で調整をしておりました。しかし、他施設でアスベストを含む園舎の解体が安
易な対策のみで行われていることを知り、丁寧な対応が必要であることを再認識し、工程
や金銭面での調整に時間がかかってしまった結果、園庭の完成が10月下旬となりました。
アスベスト除去の工事は万全の対策で行われますので、ご理解いただきますようよろ

しくお願いいたします」、こういった文書がきのう各保護者に届いております。

やはりこういった文書の中で、事業者側が、園庭が遅くなって、案内は出ておりますけれども、今後の対応について、少しでも早く園庭をつくっていただくということが記載されてなかったの少し残念だと思いましたが、今、こういう形で保護者たちには案内がいつております。

その中で1つ質問ですけれども、園庭工事が再開した5月27日から保護者への連絡がきのうまでなかったことはなぜか、理由はお伺いしておりますか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

園庭の完成時期がずれ込んだ理由としましては、保育所の解体撤去時に必要なアスベスト対策について再度、光生会と請負業者との間で調整を行い、工程面での調整に時間がかかったものと聞いております。

また、調整途中で、新聞報道等で他施設のアスベスト対策においてさまざまな指摘があったところであり、光生会としましてもより安全な対策を確実なものとするため、再度請負業者との間で綿密な調整を行ったことにより、さらに時間がかかったとのことでございました。

保護者に対しましては全員にお知らせ文を配布して周知を行っておりますが、子どもたち、職員、保護者並びに近隣住民の方の安全・安心を一番に考えた細心の注意を払っての解体撤去工事でございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

そういうご答弁でしたけれども、それでは町として、当初の計画から延びたことに対して、事業者側に対して何か問題提起とかされたことは今まであったでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

アスベスト対策につきましての、細心の注意を払っての工事でございますので、町とし

ましては園児に影響がないように撤去工事、アスベスト撤去をしていただくということでございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

当初の予定が7月だったので、やはり子どもたちが大変楽しみにしてた分で、それがなかなか園庭が工事ができてないということで、やはり子どもたちが健全に過ごせる環境は少なくなっているのかなと思います。

昨年、私、子どもが保育所から出ましたので、その中でやはり園庭があるのとないのとでは、子どもたちが一生懸命、健やかに育つという環境がかなり変わってくると思います。引き続き町としまして、できるだけ早い完成を事業者のほうに呼びかけていただくようお願いいたします。

3つ目の質問になります。「公私連携」とうたっていますが、問題解決のため町としての責任は負っているのかということ。

町はこども園に対して、土地は無償貸与、園児募集はもともとの幼稚園、保育所のスライド、職員についても園長、主幹保育教諭の職員を除く22名のうち、元忠岡幼稚園や元忠岡保育所の先生たちが20名もスライドしています。新設のこども園よりもかなり恵まれた条件での経営となっているはず。事業者側には初期負担が少なかった分、そして運営についても公的な補助金がつきます。その分しっかりとした運営をしていただきたいものです。町としてこれだけかかわっているのに、運営については民間なので口を挟まないとは思ってはいないと思うんですけども、保護者からはそうは見えません。

そこで質問いたします。今後、公私連携幼保連携型こども園に対して、町としてどのような形で関与されるでしょうか。

教育部（立花 武彦部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

立花部長。

教育部（立花 武彦部長）

公私連携といいますのは通常の民営化ではなく、町が選んだ法人を公私連携法人として指定し、協定を締結した上で、その法人において責任をもって園の運営管理を行ってもらうということが大前提であります。今回は特に議員仰せのとおり、土地については無償貸し付けとしていることから、今後も引き続き関与はしてまいります。あくまでも運営管理につきましては法人が主体であるということをご理解いただければと思います。

町として責任を負っているかというご質問ですが、町としては、例えば保育士の配置基準が下回っている場合や給食調理などにおける衛生管理面での問題があるなど、法令違反をしていることが判明した場合には、ほかの民間施設同様に指導を行ってまいります、現在のところはそのような大きな問題はないものと考えております。

ピープル忠岡チャイルドスクールについては三者協議会を設けることで、ほかの民間園とは違い、きめ細かな関係性は引き続き継続してまいります、詳細な運営管理についてはあくまでも法人として責任を持って行っていただく必要があると認識しております。

細かな問題点につきましては、先ほども申し上げたとおり三者協議会において協議を行い問題の解決を図っております。三者協議会の開催頻度につきましても、開園前は議題があるときだけの開催でございましたが、開園後は定期的に毎月開催することとしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

先ほどご答弁いただいた分ですけれども、教職員の人数とか栄養士の管理、給食の管理というのは当然当たり前のことだと思えます。ただ、表面上には見えない、預かっている方の子どもさんたちの中でも、どうしても人数が必要な方がいらっしゃいます。それについての職員の配置というのはなかなかぎりぎりであっては、職員がなかなかほかの子どもたちに手が回らないと、現状は何っております。それを忠岡町としてどこまで聞き取り調査をし、その上でどういった人員を配置するかというのをきちっと見ていただきたいと思います。そういう意味ではもう一度、現場で働いている職員さんの意見を聞き取るだけではなく、実際自分たちが現場の状況を見て確認して、そういう形で現場の意見を吸い取るということも町としては必要だと思います。今後そういう形で進めていっていただけたらありがたいと思います。

こども園のことに関しては以上で質問を終わります。

続きまして、少人数学級の導入についてということで質問させていただきます。

少人数学級につきましては、国の法律では小学校1年生については、35人学級が認められています。小学校2年生に国で予算が組まれ、都道府県単位での対策となり、大阪府で35人学級は認められています。少人数学級を導入している低学年においては、きめ細やかな対応が可能であり、欠席者の減少や不登校児の減少、学習面の向上などが効果として検証されています。

そんな中で、忠岡町では今年度、忠岡小学校の5年生に対して、町独自で少人数学級編制に向けた予算を計上していただき、大変感謝しております。残念ながら新年度が始まる

前に1名が転校となり、1学年が40名となってしまったため、実現できませんでした。

今後について、ことし5月1日現在ですが、東忠岡小学校の2年生が、通常学級で80名で3学級あります。現状の制度では来年、3年生になったときに40人学級が採用され、1学級減の2学級となり、教職員の負担がふえることが想定されます。

ここで質問いたします。きめ細やかな対応をするためにも、来年度以降も対象学年における少人数学級の導入を実施していただきたいのですが、いかがお考えですか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

本年度、1学級の通常学級在籍児童と支援学級在籍児童の合計が41人以上となった際、非常勤講師を配置して、少人数学級編制を実施するための予算を計上いたしております。次年度につきましても予算を計上してまいる予定ですので、ご理解のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ご答弁ありがとうございます。次年度以降もそういう学級編制でしていただけるという答弁をいただきましたので、大変感謝しております。今後も特別な予算だけではなく、条例として取り組んでいただけるようよろしくをお願いいたします。

次、2つ目なんですけども、支援学級の生徒数のダブルカウントについての質問であります。

支援学級の生徒はふだんの学校活動について、支援学級の生徒は基本、国語、算数については支援学級での授業、それ以外の授業については可能な限り通常教育で授業を受けています。そのため、通常学級での滞在が長い生徒がほとんどです。

現状の国の法律では、支援学級の生徒は通常学級の人数に含まれません。例えば1学年に42名の生徒が在籍し、そのうち4名が支援学級の生徒とします。法律に照らし合わせば、通常学級が38名とり、基準である40人を下回るため、1学級として編制されます。そこに支援学級の生徒が、通常学級で授業を受ける際は1学級が42名となり、教室は手狭になり、また教員の負担もふえることとなります。また内閣府の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、児童の一人ひとりのニーズに応じた環境の整備も必要となってきます。

ここで質問です。きめ細やかな対応をしていただくためには、ダブルカウントの採用は不可欠になってきます。ぜひとも検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる標準法により、学級編制の基準につきましては都道府県が定めるものとなっており、現在、大阪府教育庁はこの基準において、支援学級在籍の児童生徒数のダブルカウントは認めておりません。

引き続き町村教育長会等を通じて支援学級の児童生徒数のダブルカウントや少人数学級編制の拡充について府及び国に対して粘り強く要請してまいりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ご答弁の中にありました、引き続き町から府に対して意見を言っていたということ、できるだけ早い形でダブルカウントを認めていただくような形にしていきたいと思えます。やはり最近、学校の中では支援学級の生徒がふえています。その支援学級の生徒が別々に教育されるのは子どもの教育にとってはあまりよくないものだと私は思います。できるだけ地域のコミュニティをとるのであれば、支援学級でいてる生徒たちも含めて、みんなで楽しい忠岡をつくっていったらと思っております。せひともダブルカウントの採用、検討をよろしくお願いいたします。

町として、町独自でダブルカウントを対策していただけることは検討していただけないでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

町の財政状況等を勘案しますと困難と言わざるを得ません。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ご答弁ありがとうございました。それでは、今後ともできる限り、全てが認めていただけてはなくて、最低限必要なところだけ町独自で予算を取っていただくことは可能でしょうか。

議長（杉原 健士議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

支援学級の在籍の児童生徒数のダブルカウントにつきましては、大阪府教育庁の基準において認められておりませんので、本町もそれに沿って進めておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いたします。

議長（杉原 健士議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

なかなか予算が取っていただけないということの話でしたが、子どもの教育が一番大事なところなんです。できれば最優先に子どものことを考えていただいて、今後の忠岡町のために、子どもの未来のためにそういうダブルカウント、紹介や支援学級と普通学級の方々との交流も含めて取っていただきたいと思います。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉原 健士議員）

以上で、二家本議員の一般質問を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

最後に、是枝綾子議員の発言を許します。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

6番、日本共産党の是枝です。忠岡町の入札制度の問題について一般質問をいたします。

平成13年から施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、いわゆる入札契約適正化法では、透明性の確保、公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除などがうたわれております。

この法律に基づいて適正化指針が、平成18年5月23日、閣議決定で策定されました。その適正化指針では、発注者である国や地方公共団体、特殊法人等は、適正化指針に従って措置を講じる努力義務があるとされていますので、本町においてこの努力が行われているかどうかという観点から質問してまいりたいと思います。

まず1つ目は、最低制限価格の事前公表をすることについてお尋ねをいたします。

入札に参加する企業側からすれば、できるだけ高い値段で落札したいという意識が働き

ます。落札率が95%を超えるものは、談合の可能性を排除できないとも言われているところです。これまでの忠岡町の公共工事の入札結果では、落札金額が予定価格の98.5%という高値の入札がありました。最近では、平成29年の文化会館エレベーター工事が98.15%、東忠岡小学校空調工事が94.71%、平成30年のスポーツセンター耐震化工事が94.65%などであります。どれも工事費の値段の高い工事ばかりであります。

泉州地域の高石市以南では、公共工事の入札の際の談合防止対策として、本町以外の全ての自治体で最低制限価格の事前公表を行っています。参加企業は最低制限価格の札を入れ、全ての企業が同額のため、抽せんで落札業者が決められます。これだけでも談合防止に大きな効果があると思います。

ところが、忠岡町だけはこの最低制限価格の事前公表をしておらず、ある1社が予定価格ぎりぎり、あとの数社が予定価格を上回って、その結果その1社が落札するといった、高い金額で落札というケースが目立ちます。こういう疑問の残る入札結果を指摘してきましたが、忠岡町は何ら対策をとってこられませんでした。

透明性の確保、談合その他不正行為の排除など、この法律の目的、適正化指針にある努力義務ということから、本町でも最低制限価格の事前公表を行う考えは、この期に及んでございませんでしょうか。公室長よりお答えをいただきたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

入札制度における最低制限価格の事前公表につきましては、これまでも議会でご質問いただいていることにつきましては認識しておるところでございます。最低制限価格の設定については地方公共団体に義務づけられているものでなく、工事また製造その他、請負等を締結する場合、当契約の内容に適合した履行を確保するため必要があると認めるときに設けるもので、資材調達するに当たっての品質確保、低価格による入札の防止策という観点から、本町においては工事並びに業務委託の長期継続契約に係る案件等について、必要な場合において最低制限価格を設定しているものであります。

今現在、最低制限価格を事前に公表することにより最低価格へ入札が誘導されるとともに、くじによる落札が頻発するなどの、事業者の真の技術力、経営力による競争を損ねる弊害が生じてしまうおそれがあることなどから、今現在は事後公表を行っているところでございます。

しかしながら、さきの3月議会でもご答弁させていただきましたが、現在入札制度の改善に向けまして事前公表等も踏まえ、現在調査研究を行っているところでございますの

で、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

調査研究されているということではありますが、忠岡町に指名登録している企業の多くは、本町だけでやっておりません。他の市や町にも登録しております。他市で入札に参加するときは最低制限価格の事前公表のところで参加しております。最低制限価格の事前公表の札を入れておられます。だから忠岡町が気を使う必要はないと思います。

ということで、国は最低制限価格の事前公表がよくないということで、積算せずに入札に参加するなど、忠岡町はそういったことを理由にしていしましたが、3月の議会では少し変わってきたということではありますが、まだまだ、検討をちゃんとされていらっしゃるのかといえ、なかなか進まないというところのようであります。忠岡町では特定の企業が落札するなど、ちょっと不可解な結果が多々ありましたから、一度早くもうきれいにして、談合などの可能性がないように、一たんきれいにしましょうと、これまで議会で質問があったわけですから、早くやっていただきたいと、するべきやというふうに思います。

国の言う適正化指針にある談合など、不正行為の防止策をきちんとやってから云々かんぬんということを忠岡町は言うべきではないかと思いますが、今現在それを検討しているということではありますが、検討が終わって導入まで、また日にちがあるかと思いますが、その間、これまでも不正や談合防止策、何かとられてこられたのでしょうか。公室長さん、お願いします。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

請負業者等の指名基準でありましたように、建設工事競争入札実施要綱等に基づき、契約及び施工も適正に行えると認識しているところでございます。本町におきましては入札件数もそれほど多くなく、特に工事関係につきましては町内業者が実際に発注する案件も非常に多いというところでございます。

また、そういった中で先ほども申し上げましたが、入札それから適正な発注、また契約事務の執行が正しく行われていると我々は認識しておりますので、今後、この後質問があるかもわかりませんが、第三者委員会の設置など入札契約事務等全般について見直し等を行っていく中で、他の団体の状況も調査研究してまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

検討は早く、もうこの問題は平成23年の3月議会で、そこから指摘をして、もう8年になります。それで、3月にちょっと考えようかというふうな、8年かかってやっと考えると。実施まで一体何年かかるんだろうか。また今後大きな工事、あるかと思います。その際にまだできませんというふうなことでなく、スピーディーにやっていただきたいと思います。

全部でなく事前公表、部分的でも事前公表していくということで、全部そろってからでなくても、やはりこの工事についてとかいうふうなことで、公共工事に関してで構いません。「そんなにたくさんない」と言っていました。だから、たくさんないんだったら早く事前公表をね、公共工事に関して、この工事ということでされていったらどうでしょうか。ということで一日も早く、事前公表だけでも先にやっていただきたいということは申し上げておきますが、ちょっと時間がないので2点目に移りたいと思います。

入札制度の改善の2点目は、国の適正化指針にある第三者機関のチェックを行うということについてであります。

高石市以南の自治体で第三者機関を設置しているところは、高石市、泉大津市、和泉市、熊取町、阪南市の5市町です。

昨年11月、忠岡町議会で総務事業常任委員会として和泉市に行政視察に行っていました。和泉市では第三者機関が設置されていました。設置の理由は、「適正化指針」により入札及び契約の過程や契約内容の情報の公開に加え、学識経験者等の第三者の意見を適切に反映することが全ての発注者に対して求められていることからであります。忠岡町では非公表ですが、和泉市では指名競争入札に参加できる企業を指名した理由は何なのかが明らかにされていました。なので第三者機関では、一般競争入札の参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名の経緯について審議を行い、不適切な点とか改善すべき点がある場合は発注者に対して意見具申するというものでした。お聞きしたところ、入札の不正防止の抑止力にはなっているとのことでした。そして、発注者の和泉市に意見具申がされるというわけであります。

第三者機関のチェックは、受注側の入札参加企業に対してだけではありません。発注者の忠岡町に対してのチェックもされます。忠岡町は指名競争入札の業者選定の指名委員会が非公開です。指名した理由も非公開です。今は業者選定が不透明であります。ですから、第三者機関でチェックしてもらったら少しは透明性が出てくるのではないかと思います。透明性の確保という点から第三者機関を設置されるお考えはございませんでしょうか。これも担当の部長、公室長さんよりお答えいただきたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、中立公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査やその他の事務を適切に行うことができる学識経験者等の第三者の監視を受けることが有効であるということは認識しているところでございます。

現在、この第三者機関の設置につきましても、他の団体の状況について調査研究を行っているところでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

調査研究ですから実施に向けた検討というふうに理解をされているのか、それとも単なる調査研究なのかというところがちょっとわかりづらいんですけども、まずは最低制限価格の事前公表を、先にまずやってくださいと。その後きちんとまた、その中身について、業者選定の指名委員会の公表を、次に言いますけれども、されてないんやったらそういう点からも第三者機関でちゃんと見てもらってということで、そういうふうに順を追って一つ一つ改善をしていくということを求めているわけなんですけど、第三者機関もまだ調査研究の段階ということでもありますから、これも早く設置をしていただきたいと思います。

もう一つ、入札制度の改善の3つ目、これについてはちょっと厳しく申し上げたいと思います。本町の指名競争入札の際、参加できる指名業者を選定した理由が非公開であります。どのように公開を求めても非公開であります。入札結果に業者選定の理由を公表するという点についてお尋ねをいたします。

和泉市では指名競争入札の業者選定の指名理由が公表されております。透明性、公正性の確保からであります。「適正化指針」に沿うならば、本来業者選定理由は公表すべきでしょう。本町はなぜ非公開なのでしょう。公開されるお考えはないのでしょうか。まずはこれも公室長さんからお答えいただきたいと思います。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

この点につきまして、さきの議会においても答弁させていただいたところでございますが、現在、指名業者選定委員会での決定事項につきましては、本町建設工事等指名業者選定委員会規定による守秘義務等から非公開としております。

今後につきましては、先ほどの第三者機関の設置等、その他入札制度、契約事務の見直し等について調査研究を今現在進めておりますので、その中であわせて、他の団体の状況も参考にしながら、議事録の取り扱い等についても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

これも調査研究ということで、本当にしていただけるのかどうか、いつまでかかるのかということですが、これこそ公表はしようと思えばできるのではないのでしょうか。公開すると何かちょっとぐあいが悪いことでもあるのかというふうに、逆に住民からは思われてしまいます。これ、法律の趣旨、目的、適正化指針から言えば、全然それに沿っていないという、忠岡町はということになっていくと思います。ただ、そういった、なぜその業者が、企業が選ばれたのか、わかっているのはその指名委員会ですか、だけであるということなので、で、公開もしないと、理由もということですので、やっぱり忠岡町の公平性、透明性を高めていくというのが、発注者側の忠岡町の義務、努力義務ということで罰則はありませんけれども、努力義務、努力をやっぱりしないといけないということですので、いつまでも非公開というままでは、努力という点ではなかなか努力しているとは言えないのではないのでしょうか。

ですから、これ、特定の企業ばかりを指名競争入札に参加させているのではないのかというふうに、一部そういうふうなお声もあるんですけれども、だからいつも指名から外されている企業は入札に参加できないと、登録していても。忠岡に登録してもなかなか指名を受けられないから、もう登録しないとかいうふうな傾向が一部、そういう動きも聞いたことがございます。

貝塚市の入札の件、きのうちちょっと申し上げておきましたけれども、ご存じでしょうかということで。指名競争入札でも参加型をとっています。入札に参加を希望する企業が入札に参加できるのですね。忠岡町が選ぶと、指名して「あんたところとあんたところ、来なさいよ」というんじゃないくて、来たい人は、参加資格がある企業はどうぞということで、手を挙げて参加してきてもらうという、そういう参加型をとっています。国も、一般競争入札により近い形だということで、これは評価をしております。指名業者を選定する必要がないため、選定理由は参加型によるというふうに書いております。選定してござい

せんので。ですから、業者選定理由を忠岡町が公表しないのであれば、参加型にされたらどうかというふうにしか言いようがないと思います。登録業者のうち、どこの企業が参加してくるか、これはわからないから集まってお話のしようがない。一般競争入札により近いということになるので、これも効果があるのではないかというふうに思います。

指名競争入札の業者選定理由を公開されないというのであれば、指名競争入札を手を挙げる参加型にされるというお考えはございませんでしょうか。これも公室長さんよりお答えをいただきたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議員仰せの貝塚市さんでは一部そのような方式を導入されているということについては、私も存じ上げているところでございます。詳細についてはちょっと私も、手元に資料等今ありませんけども、多分貝塚市さんの参加型というのは、市内業者さんの登録の分についてはそういった形で実施していると、市内業者さんを本来なら指名すると、そういった部分についてはその登録の中を自由に参加してくださいと、そういったような方式なのかなというふうに思います。

また、その他、入札の方法を、案件等に応じて若干使い分けているようなところもございますので、そのあたりも含めて近隣の団体の状況を中心に、現在調査研究しておりますので、その中であわせてそのような方式についても研究といたしますか、してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

時間も残りが10分ですので。

本来、入札は一般競争入札が原則であり、指名競争入札をとることができるのであっていらっしゃるということなので、忠岡町はできるだけだけでなく、透明性の確保ね、公正な入札、そして談合等不正行為は、絶対疑いが100%ございませんというぐらいクリアな、そういう入札制度をやっぱりしていただきたいと思います。他の市や町並みにせめて、入札契約の方式にさせていただいて、透明性・公平性の確保、先ほど言った談合、不正行為を排除する町政ということで実現していただきたいと思いますので、一日も早い、全部そろってからではなく、やはり早く、最低制限価格の事前公表からとかいうふうなことで一つ一つ導入を早くしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

質問の2つ目は、東忠岡地区の認定こども園の計画についてであります。

2年後の2021年4月開園予定で、町立東忠岡保育所と町立東忠岡幼稚園を統合した町立の認定こども園に整備する計画が、今年度は実施計画の段階に入っております。

そこで、新しい園舎を現地建てかえるため、午前中、我が党の二家本議員の質問の忠岡地区のこども園のように、長い期間園庭が使えないという状態が、やはり同じようなことが起こるということになります。外で体を動かして遊べないことによる悪影響、子どもの心身の発達への影響というものが大変心配される場所です。工事期間中の園庭はほぼなくなるため、午前、午後と外で遊ぶのはどうなるのだろうか。このことが保護者の中からも不安の声が出ております。

東忠岡地区は幼稚園と保育所が隣接しておりますので、一体の工事となるため、工事中は、幼稚園の現在在園児が84名、保育所在園児が149名、合計233名の在園児の園庭がなくなるということになります。かなりのたくさんの人数であります。隣接の東忠岡小学校の校庭を使っていきたいということも説明では言われておりますが、小学校の校庭はやはり体育の授業で使用するという、小学校がまず使うということになります。そして、児童の休み時間には子どもたちも楽しく遊んでいます。そして、運動会の練習や行事、行事の前日から当日、そういった準備もされたり、そして留守家庭児童学級、東は水曜日しか小学校の校庭が使えないというふうなわけで、本当に東忠岡幼稚園、保育所の子どもたちが使用できる時間が一体どれくらいあるのだろうかという不安が、疑問が残ります。小学生と一緒に園児が利用するなど、これはちょっと危険で危ないです。あり得ません。

そこでお聞きしたいんですが、小学校の校庭を使うようにしたいというご説明であります。一体週何時間ぐらい、保育所、幼稚園の児童は東小学校の校庭を利用できるんでしょうか。可能なんですか。これは教育長よりご答弁をいただきたいと思っております。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま議員、工事期間中の園庭の活用についてのお尋ねでございました。議員ご指摘のとおり、就学前の子どもたち、0歳児、1歳児と小学校6年生が隣接して活動するというのは、これは非常に、誰が見ても危険な状況でございます。

ただ、この地域、保育所、幼稚園、小学校と、それが隣接している、そういう特性を活用して、なるべくこれからのその三者の連携の中で活動する時間を保障していく。もちろん学校側もその部分は配慮して、休み時間は小学校の子どもたちも結構、ドッジボールなりボール遊びをしておりますので、それを外して遊びに使うとかいう工夫によって可能だと思います。

具体的に何時間というようなことは申し上げることはできませんが、十分活用可能ではないかなと。場所がどのあたりになるか、その辺もこれから考えながらやっていく部分で、何とか忠岡の同じ子どもたちの育ちを保障していくという観点で、小学校のほうも校長さん、快く承諾しておりますので、その辺は三者で実際、具体的に話が向かっていくようにしていく。ただどこが、わがままといいたいでしょうか、この時間をくれ、くれというようなことでなくて、妥協点を見出していくということで十分可能というふうに承知しておりますので、よろしくをお願いします。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

教育委員会が中心となって、その点は教育委員会の事業として進めていらっしゃる幼保の一元化という、こども園、現地建てかえということでもありますので、責任を持って子どもたちのそういったことで遊べる、外遊びができる、思いきり体を動かせる、それを保障していただきたいということで、この1年しか、もう1年も切っておりますので、そのことについては具体的にご検討いただいて、議会にも報告いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

もう一つの、認定こども園計画のもう1点ですが、東地区の認定こども園化では、0、1、2歳児の定員増による待機児の解消が期待されるというところでもあります。現状では東保育所の0歳児、1クラス9人というところが、こども園化されれば2クラスで12名で、1歳児2クラス20人が今度3クラス30人に、2歳児が2クラス24人が3クラス36人と、クラスの数もふえますので先生の数もふえます。また、受け入れ人数がふえるんですから、先生は当然ふえるということではありますが、計画を見ますと保育基準をぎりぎり満たす最低限の人数が23人、保育の要員として要ると。

ところが、現在25人、合計しまして、幼稚園教員も含めましてなんですけれども、これから、やはり女性の職場です。若い方を最近採用していますし、若い方も多いです。産休、育休の保育士さん、これから出てくるというのは当然のこと、またそれも保障していかなければ保育士さんは産休も育休も取れないというような、これはほんまに人権問題でありますので、そういったことを保障すると、25名いるからもうこれで十分だというふうな認識に立っていらっしゃったら、これは誤りだと思いますが、最低限の保育基準を満たすというところでの数字ですので、大変なこのぎりぎりの人数ですというのは大変危険なことだと思います。

そこで、忠岡町職員の採用計画というところにつきまして、保育士を入れていかないといけないと、私は採用していかないといけないと思います。2年後に向けてということですが、計画的にしないと間に合いません。ということで、忠岡町は保育士の採用計画というんですか、確保の見通しですね、職員の、はどのようにお考えになってらっし

やるでしょうか。これも人事ですので公室長さんに、採用計画ですね、ちゃんときちんと持っていらっしゃって、産休、育休を保障できるような体制をとるといふふうに認識していらっしゃるでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

保育士の採用でございますが、今現在、不足しているというような状況では多分、一定、今引き継ぎ保育といえますか、そのような形で本町の正規職員が下の園のほうに行っている職員もあります。ありますので、そういった部分の、それが終われば戻ってくるというものもございますので、そのあたりも含めて、今後の子どもの数とかそういうようなものについて教育委員会と十分話し合いしながら、採用については検討してまいりたいと思っております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

今現在の数字を見て不足しているんだろうかというふうに、ちょっとつぶやかれたと思いますが、不足をしているという数字ではないから、あえて聞いているのであります。このままでいくと、採用されないでそのままでいけるだろうということとされると大変困ることが起きてくるということなので、ちゃんと余裕を持って十分な、子どもたちにこれから配慮の必要な子どももふえてくるかと思っておりますので、そういった採用計画をきちんと持っていただきたい、保育士に関してもと。なかなか保育士、今不足しております、募集しても応募してくる人が少ないというところで、採用が難しいという部分もありますので、できるだけ早く採用していただいて確保していくという、そういう体制をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

保育士についてはなかなか確保も、議員仰せのとおり難しいところもございますが、今後、子どもの数の状況とか、教育委員会と相談しながら必要に応じて、正職が要るのか非正規で対応できるのか、その辺もあわせて町全体の職員数の中の問題もありますので、その辺については十分精査してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお

願ひ申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

はい、最後です。

6番（是枝 綾子議員）

正職員で採用しなければ、パートは今募集、ずっとしています。全然来ません。パートのほうが確保が難しいということがありますので、正職員で確保するからこそ公立の保育所のよさが出てくると、安定した、きちんとした身分が保障されて、子どもにちゃんとした、長い経験を持って働いて保育ができるというところでもありますので、パートということではなく常勤職員でということに検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長の答弁で終結いたします。

町長公室（柏原 憲一公室長）

正職が要るかどうかにつきましては、今後の子どもの増減もあります。一時的にふえるというだけであれば正職をなかなか採用するのも難しいかもわかりませんので、そのあたりについては十分教育委員会と相談して進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

議長（杉原 健士議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は15時30分からいたします。

（「午後3時11分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「午後3時30分」再開）

議長（杉原 健士議員）

日程第5 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、平成30年度一般会計予算において計上いたしました被災農業者向け経営体育成支援事業、町立小学校ブロック塀改修事業、忠岡幼稚園ブロック塀改修事業、クリーンセンター空気圧縮機等災害復旧事業、三角公園防球フェンス災害復旧事業及び社会教育施設災害復旧事業について、平成30年度内に事業が完了しなかったため、今般、繰越明許費の確定により繰越明許費繰越計算書を報告する次第でございます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、報告第2号を終わります。

議長（杉原 健士議員）

日程第6 議案第23号 工事委託契約締結について（忠岡町公共下水道忠岡雨水ポンプ場電気設備等長寿命化工事）を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第23号 工事委託契約締結について、ご説明申し上げます。

忠岡雨水ポンプ場は、昭和57年に供用開始し、本年で37年が経過しております。各設備機器においては、既に耐用年数を大きく経過していることから老朽化が著しく、重大な事故や災害につながる危険性があることから、平成24年度から、長寿命化事業を実施しております。

今般の工事委託契約につきましては、2カ年の継続工事として電気設備を更新するものであり、また、委託先を地方共同法人日本下水道事業団とし、随意契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 工事委託契約締結について（忠岡町公共下水道忠岡雨水ポンプ場電気設備等長寿命化工事）を採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第7 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正）を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、町税条例の一部改正で、平成31年3月29日付けをもって処分した次第でございます。

本件は、地方税法等の一部改正により、寄附金控除額に係る特例控除額の見直し、住宅借入金等特別税額控除の拡充、その他、所要の規定の整備を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正）を採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第8 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第11号））を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第11号）でありまして、3月29日付けをもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は、950万円で、これを補正することにより、予算総額は69億7,821万9,000円となります。

歳入につきましては、第16款 寄附金で、ふるさと忠岡応援寄附金650万円を計上、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金300万円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、財政調整基金積立金650万円を計上、ふるさと忠岡応援寄附金謝礼300万円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

ふるさと納税に関する補正予算でありますので、ふるさと納税制度についての、昨年度、平成30年度の収支についてお教えいただきたいと思います。例えば、ふるさと納税として、寄附として入ってきた金額、そしてその返礼品等がどのくらいあって、そして事務費いろいろ、そういったもので経費として差し引いて、実際どのくらい残ったのかという、そういう収支が1つと、そしてもう一つは、その寄附、納税といっても寄附ですね。寄附された方の使い道の希望というものが何に、忠岡町は3分野に分かれておりましたが、それぞれで幾らということになっておりましたでしょうか。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

平成30年度のふるさと納税等々の寄附の収支でございますが、平成30年度におきましては約1億5,600万円のご寄附をいただいたところでございます。返礼品代、送料、それからシステム利用料などの経費で5割弱かかっております。それから、本来忠岡町に入ってくるであろう税が約1,200万円を控除し、純粹の収入という額につきましては7,000万円弱程度かなというふうに思っております。

それから、いただいたご寄附の内訳でございますが、いわゆる愛の福祉基金というところ、5,600万円、それから公共施設整備基金のところ、1,500万円、それから財政調整基金のところ、8,500万円、以上1億5,600万円というところでございます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

今お聞きした中で、納税とついては寄附ですね。1億5,600万円ということが寄附として入ってきて、そして返礼品等で事務経費が約半分ということで、残りが何ぼになるかな。7,500万円くらい残るんでしょうかね。ということですかね。すみ

ません、数字の点なので、これはカウントにしないでほしいんですけども、一応半分ということで、1億5,600万引く大体7,500万。

町長公室（柏原 憲一公室長）

1億5,600万円から、返礼品等の経費7,500万円を引いていただいて、そこから本来町に入ってくる税が約1,200万円で、それを引いたら6,900万ぐらいの数字になるという計算でございます。

6番（是枝 綾子議員）

わかりました、すみません。1億5,600万のうち半分が返礼品や事務費等、そういったもので引いて、そこから1,200万円、忠岡町の方が他市のほうに寄附されるというところで1,200万円ほどが行くので、そっちのほうの収支も合わせたら6,900万円ぐらいが残るであろうというふうな、そういった数字だそうですね。わかりました。

使いみちについても、今福祉のほうには、1億5,600万、寄附された方の意向としては福祉のほうは5,600万円、公共施設のほうで1,500万円、町政全体にということでは8,500万円という意向が示されているということで、一たん全額積立金のほうに積み立てしないといけないということで積み立てられて、そこから事務費とかいろいろ支出してされるという、そういう仕組みになっているということがわかりました。

この際に、やっぱりこれ、過度な返礼品の競争によってかなりゆがめられていて、忠岡町もこういったことに乗っていかないと、何とかこの30年度は入ってくる分が多かったということではありますが、頑張らなかつたらもっともっと他市のほうに行かれているというふうな、そういったことも、行っている分が多くなっていたかもしれないということなので、やむを得ないだろうなとは思いますが、やはりちょっとおかしな制度であるなというふうには思います。

それと、もう一つ、貴重な税の財源が半分、事務経費、返礼品等で半分、本来は納税という形で、この制度が始まる前は普通に納税、その額が全部地方自治体のほうに入っていた分が、半分ぐらいそういった経費で消えていってしまうと、支出されているというふうな形で、本当は税としてもらったほうが自治体にとってもありがたい話なんですけども、それがちょっとそういう使い方になっているということが、半分は経費として出ていってしまうということになっているということで、これもまた貴重な税の税源がそういうふうに使われてしまっているというところでもあります。

また、忠岡は、他市に寄附された方の分が1,200万円ということではありますが、入ってくる分はもっと多かったんですけど、やはり住んでいる自治体に税を納めてサービスを受けるという、その流れがちょっと崩れていってしまう感じもあるなというふうに、ちょっと思いました。

ということで、納税されている方しかこの恩恵を受けられませんので、非課税の方は恩恵を受けられないというところで、やはり高額納税者ほどたくさん返礼品がもらえるんだ

なというところで、本当にこういった、本来は税として入ってくるべきもの、そして足りないものは地方交付税としてちゃんと国のほうから交付されるという、そういった形に本来なってもらいたいなどは思いますが、こういう流れがつけられている中、忠岡町もせざるを得ないというところでやっておられるということでもあります。

今後、3割以下でないと、返礼品は3割以下にということで国のほうでも言われていますので、忠岡町はそういった形でやっていかれるんだろうなと思いますが、今後のふるさと納税についての忠岡町の考え方と。

あともう1点は、この使い道、先ほど福祉のほうで5,600万円とありまして、基金に積まれております。こういった、まだ積んだままで、それぞれの施策に1円もまだ使われていないと。事務費とか経費には使いましたが、そういったことでやはりためるだけではなくという、先ほども一般質問で河野隆子議員が申しあげましたけれども、やはり福祉の施策で、やはりそういう5,600万円入ったのであれば、そのうちの1割でも2割でも使えば福祉バスは本当に回れるし、紙おむつの補助もできるしということでもありますので、そういったこの基金について、この31年度、どのように活用していくか、そのままため続けるのか、使う意思があるのかということで、その点についてはどのようにお考えでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

町長公室（柏原 憲一公室長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

公室長。

町長公室（柏原 憲一公室長）

ふるさと納税につきましては、報道等でもご承知のとおり、ルールがかなり見直されたというところでございます。もちろん本町におきましても今現在、そのルールにのっとって適正なふるさと納税の募集を行っているというところでございます。たまたま30年度は1億5,600万でございましたが、そういったルールにのっとっていく中で、やっぱり一定のおおむね本町にも影響が出るのではないかなということで、3割から4割減に減るというところでございますので、仮に1億5,600万円であれば1億弱ぐらいにはなるのかなというところで、今現在見込んでいるところでございます。

それからもう1点、ふるさと納税の使いみちということでございますが、本町はまだまだ財政状況がよいというところでもないですし、もともと脆弱な財政の状況でもございますので、一定、いつその予算を組むに当たって基金の取り崩しが必要となるかもまだまだわかりませんので、そういったことから、今すぐふるさと納税をいただいた部分をすぐさまこれに充てるというようなことにつきましては、もうしばらく財政状況を見るなり、またいろんな施策を検討する中で、その資金の使い道については検討してまいりたいなというふうに思っております。

ただ、ふるさと納税をいただくという中で、やっぱり見える化ですね。これこれに使っていただきたいというような形でご寄附いただいている方もたくさんおられると思いますので、そういった方で寄附を減らさないというふうなこともありますので、できるだけその見える化という分であれば、できるだけ早い時期にこれこれに使いますよというふうなことを決めて、ホームページなんかにも上げてまいりたいなというふうに思っておりますので、ちょっと今しばらくご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

その使い道についてはできるだけ早く、寄附をされた方に見えるようにと、またそれがそういうふうきちんと使っていただいているということで、そういう気持ちを持っているらっしゃる方がまた忠岡町に寄附をしていただけるということにも、流れにもなってくるかと思っておりますので、集めっ放しで、ためっ放しで、何もしませんでしたら、だんだんとやっぱり景品目当ての人ばかりが来るというふうな、そういったことなるということです。やはりそういった人ばかりではないと思います。やはりちゃんと忠岡町のために使ってほしいと思って、そういった気持ちも大事にさせていただくということで、早くにそういった見えるように、福祉のほうにだったら福祉のほうにということで使っていただくということをお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(な し)

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第11号））についてを採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第9 議案第26号 忠岡町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第26号 忠岡町公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本町、公平委員会委員岡澤道彦氏は、令和元年7月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(な し)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第26号 忠岡町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定しました。

議長(杉原 健士議員)

日程第10 議案第27号 附属機関に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第27号 附属機関に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町いじめ防止基本方針に基づき、「忠岡町いじめ問題再調査委員会」及び「忠岡町いじめ防止対策推進委員会」を町長及び教育委員会の附属機関として設置し、各附属機関の委員報酬を定めるため、本条例及び忠岡町報酬及び費用弁償条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(杉原 健士議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(な し)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号 附属機関に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(杉原 健士議員)

日程第11 議案第28号 忠岡町基金条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第28号 忠岡町基金条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、森林環境税及び森林環境譲与税の創設に伴い、その財源を、内装木質化等の木材利用などの本町が実施する公共施設整備事業等に充てるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号 忠岡町基金条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第12 議案第29号 忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第29号 忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「災害弔慰金の支給等に関する法律」の一部改正により、年3%に固定されている災害援護資金の貸付利率について、市町村の政策判断に基づき、これよりも低い利率での貸し付けを条例で規定することが可能となったため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(な し)

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第29号 忠岡町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(杉原 健士議員)

日程第13 議案第30号 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第30号 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の施行による「厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の施行に伴い、大阪府市町村ひとり親家庭医療費助成事業における対象者の所得制限に係る所得判定期間が変更されたため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(杉原 健士議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(杉原 健士議員)

日程第14 議案第31号 忠岡町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第31号 忠岡町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」等の施行に伴い、低所得者に対する保険料軽減を強化するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(杉原 健士議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

今回の介護保険条例の一部を改正する条例の中身、内容ですが、低所得者の介護保険料の軽減強化として、既に平成27年4月からは軽減措置をしている第1段階の方の保険料、基準額の0.50であったものを0.45に下げたものを、また今回は第1段階の保険料基準額0.375、第2段階の方は基準額の0.63から0.505、第3段階を0.75から0.725とするという条例であります。対象人数は第1段階から第3段階までの合計人数は2,157人であることを付記しております。

そこで、今回の対象ではない第4段階の方ですね。この方は本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人であって、この方は基準額の0.88%で計算することになっておりまして、これを年間にしますと6万9,240円となります。そしてまた基準額ですね。基準額となる第5段階の方は、世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える人、この方の保険料は年間7万8,680円です。本人は町民税非課税ですから、とても所得が多い人ではありませんが、かなり高い保険料の基準額というふうになっております。

そこで、昨年4月からは保険料が24.1%と大幅な値上げとなり、住民の負担は大変になっております。府下で本町は、この保険料は何番目に高い保険料になっておりますでしょうか、担当部長より答弁をお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せのとおり、給付費の上昇によりまして、第7期の介護保険料につきましては基金がない状態にありましたので、24.1%と大幅な上昇となったところでございます。住民さんのご負担がふえていることは認識しております。保険料につきましては府内で7番目となったところでございます。

以上でございます。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

現在、第7期で、府下で7番目と、非常に高い介護保険料の設定になっております。そんな中でも、さきの一般質問の中でも国は介護保険の内容ですね、そういった給付を縮小していくと、そういった考えも持っているということで、非常に許せないというふうに思います。

そういったところで、今回の第1段階から第3段階までの方の保険料ですね。これを下げるに当たっては、後ほど一般会計の補正予算の議案が出てまいります。低所得者保険料軽減の負担は国が2分の1、府が4分の1、町が4分の1という負担割合です。国が何もなしに負担するということはありません。この財源のもとは何をもって充てるのでしょうか、担当部長よりお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

一般会計からの繰り入れということで、一般財源ということになります。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

一般会計からの繰り入れということではありますが、なかなか、今まで介護保険の引き下げに一般会計から繰り入れて料金を抑制しようという、そういった質問もしたわけなんですけれども、一般会計からは繰り入れられないと、そういった答弁もございましたが、今回は一般会計から繰り入れるというお答えでありました。

そして、この財源というのは、国のほうは今度の10月から消費税8%から10%に上げるという、増税をするということを言っておりますので、その消費税の上った分でこの軽減に充てていくということだと思いますが、それで合っていますでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

一応、国の方針といたしまして、消費税を上げるに当たりまして、低所得者の保険料を軽減するというところで、消費税を上げた財源が必ず全部当たるかといいますと、ちょっとその辺につきましては何とも回答が、全てということの回答はできない状況でございます

が、その財源を使ってということでもございます。もし消費税が上がらなくても、一応この制度は国のほうで法案が通っておりますので、保険料は軽減されるということになります。

11番（河野 隆子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

河野議員。

11番（河野 隆子議員）

低所得者の保険料の軽減と言って、一方では消費税を上げて、それを財源に充てると。所得の低い人ほど重い負担となる消費税の増税、これは直ちに中止すべきだというふうに思います。

それで、介護保険の財源なんですが、財源は半分が住民から、住民が納める保険料ですね。そして半分は公費負担であります。保険料は65歳以上の人が23%、40歳から64歳の人は27%です。この65歳以上の23%は、介護保険が始まった当初は17%でありました。3年ごとの保険料の見直しの際に1%ずつ上がっていくという仕組みになっております。再来年の会計では、今23%でありますから24%になるわけです。

今回の財源措置はこの部分に充てるということでありましたが、高齢化が進んでいく、また1%ずつこうやって上がっていくんですから、保険料はどんどん、65歳の方、第1号保険者の方はどんどん上がっていくと、そういった仕組みになっているわけがあります。

介護保険がスタートして19年目でありますけれども、国の負担金はスタートしたときから全然変わらないで、25%のままであります。「福祉のために消費税を上げる」と政府はこれまで言うておりましたが、それはただの置きかえにすぎませんでした。

この保険料の引き下げに当たっても、国が30%まで引き上げること、そうすれば基準額を払っている方を含めて全員の保険料を下げるということが出来ます。ぜひ国に向けても、消費税を上げて充てるのではなくて、本来の引き下げとして負担割合を引き上げていくと、そういったことも町からぜひ国に向けても声を上げていただきたいというふうに思うのですが、それだけ、すみません、答弁お願いしたいと思います。

議長（杉原 健士議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せの介護保険制度の財源構成につきましては、制度の継続性の観点から国に対しまして現在も要望しておるところでございます。引き続き町村会、あるいは大阪府への要望ということで要望して、引き続き財源の確保に、あるいは国の財源をふやしていただくよう要望してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

3回です。

他に、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第31号 忠岡町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第15 議案第32号 忠岡町貸菜園条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第32号 忠岡町貸菜園条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、本町馬瀬に設置している第5菜園について、土地所有者との契約解除により令和元年8月31日をもって同菜園を閉鎖するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第32号 忠岡町貸菜園条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第16 議案第33号 忠岡町都市計画審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第33号 忠岡町都市計画審議会条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、都市計画審議会委員の構成について、学識経験者及び町議会議員の定数の見直し及び任期の統一を図り、町長が適当と認める者を新たに追加することにより、住民から委員を募集するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(な し)

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第33号 忠岡町都市計画審議会条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(杉原 健士議員)

日程第17 議案第34号 忠岡町火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(杉原 健士議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(杉原 健士議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第34号 忠岡町火災予防条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められたこと及び「消防法施行規則等の一部を改正する省令」の施行に伴い、一部の民泊施設において特定小規模施設用自動火災報知機を設置することで住宅用防災警報器等の設置が免除されることとなったため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(杉原 健士議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第34号 忠岡町火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

日程18 議案第35号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第35号、令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

まず、元号を改める政令の施行に伴い、「平成31年度忠岡町一般会計予算」の名称を「令和元年度忠岡町一般会計予算」に改めるとともに、元号による年表示について令和に読みかえるものであります。

今回の補正予算額は、1億5,448万3,000円で、これを補正することにより、予算総額は68億5,448万3,000円となります。

歳入につきましては、第2款 地方譲与税で、森林環境譲与税65万3,000円を計上、第13款 国庫支出金で、低所得者保険料軽減負担金623万4,000円を計上、感染症予防事業費等国庫負担金162万6,000円を計上、障害者総合支援事業費補助

金56万2,000円を計上、プレミアム付商品券事業費補助金2,400万円を計上、子ども・子育て支援事業費補助金730万5,000円を計上、第14款 府支出金で、低所得者保険料軽減負担金311万7,000円を計上、参議院議員通常選挙委託金37万9,000円を計上、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金1,210万7,000円を計上、第19款 諸収入で、コミュニティ助成事業補助金250万円を計上、プレミアム付商品券販売収入9,600万円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、共済組合1万6,000円を計上、森林環境譲与税基金積立金65万3,000円を計上、障害者自立支援給付支払等システム改修委託料56万2,000円を計上、幼児教育無償化対応に係るシステム改修業務委託料264万6,000円を計上、就学援助システム導入業務委託料129万6,000円を計上、一般コミュニティ助成事業補助金250万円を計上、前年度中長期在留者住居地届出等事務委託費精算返還金3万9,000円を計上、選挙公報配布等委託料37万9,000円を計上、第3款 民生費で、低所得者保険料軽減繰出金1,246万8,000円を計上、プレミアム付商品券交付金1億2,000万円を計上、臨時職員賃金253万8,000円を計上、職員旅費6,000円を計上、教材費及び事務用消耗品代10万円を計上、案内通知等印刷代20万円を計上、案内通知等郵送料5万円を計上、事務用備品購入費50万円を計上、共済組合41万8,000円を計上、第4款 衛生費で、各種健診、予防接種通知郵便料7万1,000円を計上、審査支払手数料18万5,000円を計上、予防接種委託料99万7,000円を計上、抗体検査委託料284万円を計上、対象者抽出及びクーポン券打ち出し作業委託料19万円を計上、クリーンセンター運営に関する仕様書等作成業務委託料490万円を計上、第10款 教育費で、時間外勤務手当83万1,000円を計上、就学援助システム利用料9万8,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

歳出の衛生費の清掃費に関して、その他委託料として、クリーンセンター運営に関する仕様書等作成業務の委託料490万円が計上されております。この委託内容についてはどのような内容になっておられますでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（杉原 健士議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

お答えさせていただきます。

委託内容につきましては5点ほどございます。まず、第1点は現状の契約のもととなる資料や運転管理実績の整理、2点目といたしましては現地の調査、3点目といたしまして運営内容の要件で運転管理のみ、あるいは運転管理費と補修費をセットにするなどの部分でございます。4点目はリスクの分担の設定、最後に委託の年数を決め、それぞれのメリット、デメリットを挙げていただくような仕様となっております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

わかりました。仕様書等ということですから、こういったことも含めて仕様書もつくるということでもありますね。それで、この仕様書というのは契約内容にもなるため、大変大事なものだと思います。これまで仕様書がちょっと十分でなかったために、忠岡町が大変後で損をするということも出てくる場合もあるかもしれませんので、作成には十分な検討を重ねていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

答弁、要りませんね。

6番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（杉原 健士議員）

他に、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第35号 令和元年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

日程第19 議案第36号 令和元年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。

議長（杉原 健士議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第36号 令和元年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

まず、元号を改める政令の施行に伴い、「平成31年度忠岡町介護保険特別会計予算」の名称を「令和元年度忠岡町介護保険特別会計予算」に改めるとともに、元号による年表示について令和に読みかえるものであります。

今回の補正予算は、歳入予算を組み替えるものであります。

歳入につきましては、第1款 保険料で、特別徴収保険料1,125万9,000円を減額、普通徴収保険料120万9,000円を減額、第7款 繰入金で、低所得者保険料

軽減繰入金1,246万8,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第36号 令和元年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（杉原 健士議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

16時50分より再開いたします。

（「午後4時38分」休憩）

議長（杉原 健士議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「午後4時50分」再開)

議長(杉原 健士議員)

本日の会議時間は、あらかじめこれを延長したいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認めまして、議事の都合により延長させていただきます。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

既にご配布しております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局長より、報告させます。

事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長(杉原 健士議員)

局長。

事務局(阿児 英夫局長)

令和元年第2回忠岡町議会定例会追加議事日程についてご報告申し上げます。

日程第20 意見書第3号 消費税増税中止、インボイス制度の導入中止を求める意見書の提出について

日程第21 意見書第4号 少人数学級の拡充を求める意見書の提出について

日程第22 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長(杉原 健士議員)

日程第20 意見書第3号 消費税増税中止、インボイス制度の導入中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長（杉原 健士議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第3号 消費税増税中止、インボイス制度の導入中止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、消費税増税中止、インボイス制度の導入中止を求める意見書を提出する。

令和元年6月20日提出

提出者 忠岡町議会議員 是枝 綾子

賛成者 同 二家本英生

同 河野 隆子

消費税増税中止、インボイス制度の導入中止を求める意見書（案）

政府は「少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するとともに、現役世代の不安等に対応し、個人消費の拡大を通じて経済活性化につなげるためには本年10月に予定される消費税率の8%から10%への引き上げを実現する必要がある」としている。

10%への引き上げで、一人当たり年間2万7,000円、1世帯あたり6万2,000円の増税という試算も出ています。税率引き上げと同時に実施をねらう軽減税率には、重大な問題がある。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれるが、運送費や加工賃、広告宣伝費などは10%の分の値段は値上がりする。また、8%と10%の線引きは単純ではない。そのうえに、令和5（2023）年に導入されるインボイス（適格請求書）制度は、地域経済を担う中小企業・自営業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題がある。一方で、法人税減税や研究開発減税など大企業に対する優遇税制が実施されており、消費税が法人関係税の穴埋めに使われているといった実態がある。「軽減税率」は負担軽減にならず、中小事業者に膨大な実務負担を押しつけるだけである。同時に実施する予定のキャッシュレスでは税率が5通りになり大混乱の元であり、使えない人は対象外の不公平もあるクルマと住宅のローン補助、還元セールは単なる需要の先食い、低所得者には恩恵はありません。一部の企業が中小企業に格下げをしてまでキャッシュレス取扱店になろうとするなど混迷しています。

消費税は、生活のために消費する限り負担があり低所得者ほどその負担が重く、貧困と格差を拡大するという根本的な欠陥がある。消費税増税は、まさに大企業や富裕層を優遇する不公平税制であり、今こそ国民のくらしや福祉の向上を最優先にして、格差是正を図ることが求められている。

よって、本町議会は国に対し、消費税率10%への引き上げを中止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日

泉北郡忠岡町議会

議長（杉原 健士議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

本意見書案の趣旨説明をさせていただきます。

この意見書案は泉大津忠岡民主商工会の方から陳情があり、議会運営委員会では全会一致とならなかったため、私ども日本共産党が議員提案として提出するものです。

10月から消費税が10%へ引き上げされようとしております。消費税は31年前の1988年に導入がされて、1989年4月に税率3%で開始され、5%、8%へと引き上げられてきました。安定財源の確保や社会保障対策が理由でしたが、実態を見れば、それらは全く実現しておらず、破綻をし、増税のたびに消費の落ち込みや景気の悪化を招いてきました。導入、増税の口実が崩れ去った消費税増税は、直ちに中止すべきであります。

消費税導入から2017年度までの消費税収は累計349兆円に上るのに、減税などによる法人税の減収は281兆円で、消費税収の8割は法人税減税減収の穴埋めに使われ、財源としては役立っていません。そして、2014年4月の消費税引き上げ以来、総務省の家計調査ですと、一月たりとも増税前を上回ったことがありません。年間の家計消費は1世帯当たり約25万円も減りました。毎月2万円以上お買い物をしなくなったという計算になります。8%への増税でこれだけの消費が冷え込んだのに10%への増税となると暮らしも景気も壊す、そういったものになるわけであり、10%の増税はきっぱりと中止すべきだと思います。

「万全の対策をとる」と言っていますが、増税中止こそ万全の対策だと思います。

また、万全の対策の中身は、中小の商店でカードを使って買い物をしたら、期間限定でポイント還元があり、大規模店やそういった百貨店とかでしたらないと。カードを扱っていない、でも中小商店には支援は何もないという。そして食料品だけ据え置くということですが、食料品は8%、だけど、食料品の中でもいろいろと分かれておまして、例えばオロナミンCは清涼飲料水で8%で食料品と。しかし、リポビタミンDは医薬部外品で10%という、売っているものでもそれぞれ違ったパーセントになるということで、そ

して店内で飲食するようなところで食べますと10%ですが、持ち帰ったら8%という、これをそれぞれどんな店で何を、そしてカードなのかカードでないのかと、食料品でもそれぞれいろいろ違うという、大変混乱するような中身であります。

なおかつ、消費税増税への対策費、2兆円を超えるというんですけれども、景気が心配で増税分を戻すというぐらいならば増税しなければいいというふうに思います。それはプレミアムつき商品券ということでもあります。新たな消費を喚起しないと、政府も効果には乏しいということをお認められます。

こういった消費税増税というものについては、やはり増税をすべきだという考えの人も、今はすべきではないという、そういった意見もたくさん出ておるということでもありますから、やはり今はすべきでないという世論が大変、世論調査をしても多いという結果が出ておられます。

もう一つ、今回インボイスの導入ということについても中止を求めるということが挙げられております。消費税増税から4年後の2023年10月から導入されるインボイスですが、消費税は売り上げのときに消費税額から仕入れにかかった消費税額を差し引いて納税する仕組みであります。現在は帳簿で処理していますが、インボイス導入後は税額などを書類に明記して取引先に通知することが必要になります。インボイスを発行してもらうためには課税業者にならなければならないということで、税務署が出す番号が必要になります。課税業者にならなければならないということで免税業者、年間1,000万円以下の免税業者はインボイスが発行されないということになります。そうすると取引から除外されるというおそれがあります。課税業者になることが事実上強いられ、課税業者になると零細業者も納税しなければならないということになりかねないということです。

いろいろあれこれ持ち出される消費税対策では、消費冷え込みの穴埋めにならないどころか、中小業者を苦境に追い込むだけということでもあります。このような消費税増税はやはり中止するべきだと思います。

このような理由でこの意見書案を提出いたしました。ぜひ皆様のご賛同を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（杉原 健士議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長(杉原 健士議員)

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

議長(杉原 健士議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第3号 消費税増税中止、インボイス制度の導入中止を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第3号 消費税増税中止、インボイス制度の導入中止を求める意見書の提出について、賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長(杉原 健士議員)

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長(杉原 健士議員)

日程第21 意見書第4号 少人数学級の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

事務局(阿児 英夫局長)

議長。

議長(杉原 健士議員)

局長。

事務局(阿児 英夫局長)

意見書第4号 少人数学級の拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、少人数学級の拡充を求める意見書を提出する。

令和元年6月20日提出

提出者 忠岡町議会議員 是枝 綾子
賛成者 同 二家本英生
〃 同 河野 隆子

少人数学級の拡充を求める意見書（案）

公立学校の学級編制の標準を引き下げる少人数学級の推進は、保護者・教育関係者など多くの国民の長年にわたる切実なねがいであり、独自に少人数学級を実施する自治体が全国に広がっています。少人数学級を実施することにより、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応するなど、きめ細かで質の高い教育を実現することが期待されています。

国会において、平成23（2011）年に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が全会一致で可決されました。また、改正法の附則において「政府は学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める」と決めました。

このことにより、平成24（2012）年には、小学校2年生の学級編制を35人とすることができる予算が生まれ、その後も小学校3年生・4年生と順次実施される予定でしたが、現状では小学校2年生で止まっており、当初の計画通りに進んでいません。

現在、社会状況の変化により、いじめや不登校などの問題が多く生じ、教育現場に学級運営の困難さが広がっており、35年前に実施された現行の40人学級では、学級運営が大変になっていることは関係者の間では一致しています。

日本PTA全国協議会や全国市町村教育委員会連合会、全国レベルの各種の校長会や教頭会など23団体が「少人数学級のさらなる推進など、きめ細かな教育のための教職員定数改善計画等を求めるアピール」を平成26（2014）年に採択し、少人数学級の推進を求めました。平成27（2015）年2月の衆議院予算委員会において、安倍首相は「35人学級の実現に向けて鋭意努力していきたい」と答弁しています。

よって、本町議会は、国会及び政府並びに大阪府に対し、早急に少人数学級を拡充するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年6月20日

泉北郡忠岡町議会

議長（杉原 健士議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（杉原 健士議員）

どうぞ。

5番（二家本英生議員）

提出者にかわり、本意見書の趣旨説明をさせていただきます。

少人数学級導入については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で、小学校1年生は35人学級、小学校2年生以上は40人学級と定められていますが、国会で、小学校2年生においては35人学級編制のための予算が組まれていることもあり、都道府県が採択することによって実現しています。

少人数学級が導入されている低学年に関しては、教職員が一人一人の生徒としっかり向き合う時間がふえ、決め細やかな対応が可能になり、社会問題になっているいじめや不登校の抑制につながります。また、個々の能力に応じた教育も可能となり、学力向上の一因にもなっています。

現状では、各都道府県における公立校の少人数学級の導入状況は、小学3年から中学3年までの全ての学年で導入している都県が研究指定校の条件を含めると22、生活環境が変わる中学校1年生の導入をしている都道府県が、こちらも研究指定校の条件を含めると43ございます。また、小学校3年から中学校3年のいずれかの学年に導入している都道府県が、こちらも研究指定校の条件を含めると44に上っています。

逆に、国の基準である小学校1年・2年のみの導入は、大阪、広島、熊本の3府県となっています。導入がされていない大阪府の各自治体は独自予算で導入し、少人数学級を実施している市町村は12市あります。それぞれの市の努力で子どもたちを育もうとしています。

また、来年度より小学校で学習指導要領が改訂されます。小学校3年・4年生に外国語活動、5年・6年生に外国語の授業がふえ、各学年35時間の増加となります。現状でも労働環境が厳しい教職員たちの負担がさらにふえ、政府が提唱している「働き方改革」とはまるで逆行しています。それだけストレスがふえる環境で、現状の制度で本当に健やかな子どもたちを育てることは可能でしょうか。これからの未来を担う子どもたちを育てるために学校の環境づくりをするのが優先されるべき案件で、早急に少人数学級の拡充をするよう強く要望したく、意見書として提出いたしました。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（杉原 健士議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（杉原 健士議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（杉原 健士議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（杉原 健士議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第4号 少人数学級の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（杉原 健士議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第4号 少人数学級の拡充を求める意見書の提出について賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（杉原 健士議員）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（杉原 健士議員）

日程第22 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(杉原 健士議員)

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 健士議員)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

議長(杉原 健士議員)

閉会に当たり、町長より、挨拶の申し出がありますので、発言を許可します。

町長。

町長(和田 吉衛町長)

長時間にわたりましてご苦労さまでした。また慎重にご審議を賜り、そしてご議決いただきましたことに厚く御礼を申し上げたいと思います。

ところで、皆さん方承知のように、この28、29日に大阪でG20、20の主な国がやってまいります。また、それに17の国また地域、専門機関と、37関係のビッグスタッフがやってまいります。本人1人で来ないと思いますので、家族もひょっとしたら、おっぴの人もようさん来ると思います。

また、関空にほとんど着陸、出発されると思いますので、本町はまともに通行どめ等が起こりますので、皆さん方、できたら自転車、電車で動くことになると思います。近隣の府会議員がおっしゃるのには「もう2日間、家でテレビを見てたらええんちゃうか」と言われましたが、それぐらいパニックになるかと思ひます。したがひまして、前日の27から帰る30日まではそういったごった返すと思ひますから、テレビのほうかよう見えるかもわかりませんが、知っておいてください。

きょうは大変お疲れさんでござひました。これからもご指導を賜りたいと思ひております。お疲れさんでした。

議長(杉原 健士議員)

以上をもちまして、令和元年第2回忠岡町議会定例会を閉会いたします。議員皆様方には大変ご苦労さまでございました。

(「午後5時15分」閉会)

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和元年6月20日

忠岡町議会議長 杉原 健士

忠岡町議会議員 小島 みゆき

忠岡町議会議員 二家本 英生